

第三章 街道と淀川

第一節 山崎通芥川宿

山崎通

西国街道は、近世江戸幕府の正式な名称では「山崎通やまざきどおり」である。古来、西国・九州と京・信越・東国を結ぶ重要な交通路であったにもかかわらず、「街道」の呼称が付せられなかったのは、幕政下のいわゆる本街道ではなく、「脇街道」に属し、五街道とそれに直接に付属する街道のように道中奉行の管轄に属するものではなかったからであろうと思われる。

本街道は、いうまでもなく東海道だが、それは淀川の左岸を伏見（現京都市伏見区）から淀（現京都市伏見区）・枚方（現枚方市）・守口（現守口市）・大坂と行き、さらに尼崎から西宮（現西宮市）・兵庫（現神戸市）で西国路（中国路）へつながる。山崎通は、これに対し、伏見宿から桂川を渡って山崎（現京都府乙訓郡）・芥川（本市）・郡山（現茨木市）・瀬川（現箕面市）・昆陽（現伊丹市）を経て西宮・兵庫に至るのである。伏見・山崎間は淀宿には立ち寄らないことが規定されている。「宿村大しゆくむらび」が、本街道よりも距離が短く、淀川左岸の水害なども避けられるとあって、西国の諸大名などは早くからこの道を利用した。しかし、後に述べるように山崎

通は継立人馬や本陣・旅籠も少なく、利用に不充分だといふので、幕府は安永年中には大名の通行（参勤交代など）を許可制にしたといふ。にもかかわらず、その重要さは幕府も充分承知しており、道中奉行所は文化年間（一八〇四〜一七）までに立案・実施した『五街道其外分間見取延絵図』の作成にあたって、同時に進行した『宿村大概帳』編纂にあつても、いずれも山崎通をその内容に加えている。

これらはもちろん大名や武士の通行にかかわる幕政の問題だが、後に述べるように、一般庶民にとつてもこの「山崎通」の存在意義は大きかった。この道が近世を通じて「西国街道」と俗称されたのは、平安の昔より伝統的な京都と西国を結ぶ利用によるものであり、豊臣秀吉が朝鮮半島を侵攻したとき、その派兵路となつたという伝承から「唐街道」の別称もある。京都筋の人々に「西国街道」とよばれた道が、大坂筋の人々には「山崎街道」の名で親しまれたことは、浄瑠璃・歌舞伎などによつても知られるが、いずれにしても庶民にとっては京都への利用度が一般的に高く、本街道としての山崎―伏見經由路は、武士層の公用か、東海道に直接乗るための利用しかなかったであろう。維新後、「山崎通」の名称が消え「西国街道」が公称化する（たとえば明治二〇年陸軍省仮製二分之一地圖）のもこうした事情の反映ではなからうか。

なお、ついでながら、山崎通の各宿場間の距離を表示しておこう。京都―西宮間実測で約一三里七町（約四一・八キロメートル）、山崎―西宮間は九里三三町（約三五・七キロメートル）、このうち大阪府下部分は六里三



写67 瀬川半町宿あと（笑面市半町）

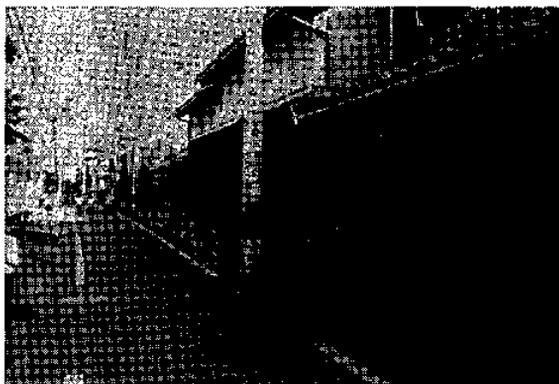
二町二五間（約二七、一キロメートル）、高槻市域部分は、二里二町六間（約八・一キロメートル）となっている。
 芥川宿の 山崎通芥川宿は市域唯一の近世宿場（宿駅）である。芥川宿は山崎通宿駅の中でも、郡山宿成 立 のような「本宿」ではなく、いわゆる「間の宿」（中休み所）であったが、その成立過程には不明な点が多い。

前代の市場的機能や芥川城の城下町的機能をうけて、街道沿いのこの地域は早くから町場化していたと思われ、織田信長の時代も、キリスト教宣教師の入洛路などでこの街道が利用されており、荷駄の人馬継立はともかくとして、宿泊施設はすでに近世初期にはかなりの発達をみていたと想像される。だが、慶長六（一六〇一）年よりはじまる江戸幕府の伝馬宿駅制の整備政策では五街道におけるほど早急には把握されなかったようである。

諸書で所引される慶長十一（一六〇六）年の片桐且元の判物（駄賃馬荷附場所の覚書）をみよう〔奥田家〕
 撰津之内駄賃馬荷附之覚

一、京伏見々上下は山崎にて荷物かへ可申、但ひろせ村は山崎へ一所ニ可相加事

一、従山崎郡山まで上下可有之、宮田と郡山へ一所ニ相加り、小浜まで上



写68 昆陽宿あと（伊丹市民陽）

下可致之事

一、瀬川半町村へ小浜へ相加里、則小浜にて致付落、兵庫西の宮尼ヶ崎なま瀬有馬へ之上下如前可致事

右此中所々にて荷物共とめ申ニ付、旅人迷惑之由達而訴訟申候間、如先規之山崎と郡山小浜此三ヶ所に相究候、其外国中
 □に相定之間、堅可為其意候、猶小畑七右衛門可申候也

慶長拾壱十二月十二日

片 市正旦元 花押
 山崎表衆庄屋
 郡山 馬 方 中
 小浜

これは要するに、街道の所々（荷付施設のない所）で馬方が荷物や馬を止めるので旅人が迷惑だとして訴訟がおこり、その結果山崎・郡山・小浜の三カ所のみ荷付替え（人馬継立）を認めようとしたものである。小浜は有馬通の宿駅だが、当時は西國路も整備が途についた段階であり、小浜から有馬通を南下して伊丹―神崎―大坂經由で西國に下ったのだという〔伊丹市史〕。

右の史料や、慶長十（一六〇五）年九月の奥書のある『撰津国絵図』〔西宮市立図書館所蔵〕に記入された地名に、たとえば「撰津内山崎」「芥川村」「郡山村」「道祖村」などあって、「宿」の名が見えないことにも注目したい。この絵図が基本的に国境や石高・村数^{（道祖本）}の把握を目的としたものであったとしても、一里塚などの記載もあり、交通路の把握も関心下にあつたはずであるから、この時期には山崎・郡山を含めて山崎通諸駅は整備途上でお「宿」の公認あるいは成立にいたらなかったのでもあろう。芥川にいたっては、人馬継立の指定からもはずれ、もっぱら人的休泊のための旅宿が展開しつつあつた状況であらう。芥川宿の成立を直接示す史料はな

交代には宿泊は受け持たず、もっぱら休息のみであったが、それでも問屋（いわゆる馬借所）があり、天保十四年には問屋預り一人、年寄二人、人足差・馬差兼務一人が常駐して荷駄を取りしきっていた。公用の人馬（伝馬役）は人足二五人、馬二五匹^{（元）}で、本街道の半数。瀬川宿では当初五〇人・五〇匹といわれるが、すでに天和二（一六八二）年の高札定めには二五人・二五匹になっているから、芥川宿でも早くからこの規定に変化はなかったと思われる。助郷関係も具体的にはわからないが、この公用伝馬役も高槻藩によって一六〇石の夫代免除があったものの、のちには大きな負担になったようである。

一般に山崎通諸宿の馬借は、人的交通量の激増にかかわらず、近世中期以降急速に困窮してきたといわれる。原因の一つは西国筋大名参勤利用の増加である。瀬川宿では享保期から明治期にかけて、参勤利用が漸増したため、助郷を願って許されたところ^{【安西市史】}が、この傾向は街道上の宿々は同様だったろう。郡山宿では元禄九（一六九六）年から明治三（一八七〇）年にいたる本陣宿帳が残存しているが、これによると、年次・季節の変化は別として月平均二回の大名通行があったといわ



写70 人馬継立の図（安藤広重「東海道五十三次・藤枝」より）

れ、また梶家（榊の本陣）に残された大名関札（三十数枚）と、文政四（一八二二）年段階の東海道通行大名
 『五街道取締書』のうち山崎通利用が便利と考えられる西国・四国・九州大名九六家と比べると、その三分の一
 以上が、現実には山崎通を利用しているのだという〔五街道其外分間見取〕。こうした状況を反映して、安永三（一
 七七四）年十月、芥川宮田立会駅・郡山駅・瀬川駅・昆陽駅連名で、規定の公用人馬では現実の継立量に対応
 できず、助郷の現状も宿場機能を果たしているものではないとして、加助郷を奉行所に願ひ出た。芥川宮田立
 会駅というのは、当時官田にも継立ての馬借があり、芥川宿と立ち会い（共同）で駅務を担当していたので
 ある。安永六年十一月に再び加助郷を提出した際、奉行所はその負担の過重の事実は認めなければ、山崎
 通は脇街道であるという理由で、加助郷を否定、さらに助郷も廃止し、代償として諸大名に対し以後芥川左
 岸の本街道を通行し、山崎通は許可制とし、無断通行では継立てに差し支える旨心得よとの通達を行った。
 芥川宿の人馬賃銭も、直接の在地史料に乏しいが、正徳元（一七一）年に決定された、いわゆる「元賃
 銭」は、岸井良衛『五街道細見』などでは表二三のようになっていた。当初公用の伝馬手形による伝馬の継
 立ては伝馬制の主旨からしても無賃であったと思われるが、馬借による駄賃馬の利用は、距離に応じて賃銭
 が公定されるようになった。通常宿場では高札場にこれを掲示して公表し、問屋や人足の理不尽な増額要求
 を防いだのである。

西国街道の人馬賃銭規定は、瀬川宿の例では天和二（一六八二）年から判明する〔案内〕が、これらは大名
 や武士などのための役馬の賃銭で、輸送は集団で行われることが予定され、一定量の保証もあったため、き
 わめて低い賃銭におさえられていた。このため、交通量・物価をはじめ、常備の馬匹・人足にかかる要費の

表23 芥川宿人馬懸立「元賃銭」(正徳元年)

	本馬	乗懸	荷なし	人足
山崎・芥川間	86 ^文	86 ^文	56 ^文	43 ^文
芥川・郡山間	72	72	47	36

注) 岸井良衛『五街道細見』による。

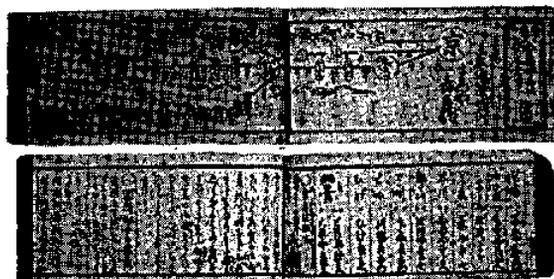
変動は、宿場に多くの負担を強いた。定助郷などの設定もこれら負担の解消策であったが、一方では累年にわたり賃銭増額が要求され、宝永四(一七〇七)年八月の西国街道・有馬街道八カ宿の増銭歎願には、芥川宿も参加している〔実面市史〕。正徳の駅法改正は、こうしたことへの幕府の総合的な対応であったと考えられる。

公用の繁閑の間をぬって、馬借が庶民の旅客に利用されることも多かった。とくに中期以後は宿場の助成手段として幕府も取り締りをゆるめたようで、役馬以外の賃銭は高騰している。享和三(一八〇三)年山崎宿の例では、芥川宿向けの馬(役馬)一疋八六文に対し、役馬以外の馬は三〇〇文と定められていた〔馬本町史〕。他の宿場では助郷の近隣村に対する口銭・与内銀などの徴収が問題化し騒動に及んだりしているが、天保十(一八四〇)年二月の芥川・宮田立会駅を含めた山崎通四駅による元賃銭五割増の歎願は、理由の一つに、淀川通船の盛行により諸荷物・旅客の通行量が減少したことをあげているのが注目される。さきにもた安永期の大名参勤通行に加えて、庶民の通行により、枚方を経由する本街道に流れつつあり、芥川宿の場合は、つぎにのべる庶民的も芥川三十石船などにより、枚方を経由する本街道に流れつつあり、芥川宿の場合は、つぎにのべる庶民的も泊施設の発展をよりどころにしながらも、なおこうした状況が宿駅の運営を圧迫していたのである。そして、やがて幕末の社会状況は文久期以降に山崎通の人馬通行を爆発的に上昇させ、加えて諸色の高騰は各宿場で、かつての幕法下の公的な伝馬機能を破壊に追い込んだ〔実面市史〕。文久三(一八六三)年八月二十一日太宰府に落ちる尊攘急進派公家七人が、さしたる抵抗もなく山崎通を通過できたのも、幕政に失望した宿場町民

の気分を反映していたのではなからうか。

本陣と 宿場の主な機能のうち、一つが人馬継立・馬借、すなわち人貨の運送であるとすれば、今一旅籠屋 については旅宿、いわゆる宿泊施設である。「宿村大概帳」によると、天保期芥川宿においては、「本陣凡連坪六拾坪 玄關無之 路次門 宅軒宇中町」とあり、脇本陣はなく、「旅籠屋三拾三軒」うち「大七軒、中拾宅軒、小拾五軒」とある。山崎通の他の宿駅の状況は、西宮は別として、本陣二軒の瀬川宿、本陣・脇本陣各一軒の山崎宿以外は、すべて本陣は一軒のみ。そして、このいわば公用的施設の少ない芥川・郡山両宿に、旅籠屋が集中（郡山二九、ほか山崎八、瀬川一一、昆陽七）している点が注目される。幕末では、本宿の郡山宿よりも、間の宿の瀬川に大名などの公的宿泊が集中したのは、大坂經由の往還利用や、安永以来の通し人馬の要求で郡山の地位が低下した（無論負担の軽減という点では村民の望むところではあったが）などのことによるものである。そして、公的宿泊の慣用地を避けて、芥川や郡山のような、丹波・大坂などに道が分かれ、しかも西国札所や渡船場・城下、当時の名所旧跡などの、いわゆる目的地に至近の宿場に、旅籠が集中するのは当然であった。

天保期の芥川宿本陣は中之町（中ノ内）の河内屋吉兵衛であろう。河内屋は享保十九（一七三四）年の芥川宿絵図でも、本陣として見えており、他



写71 浪華講定宿帳（府立図書館所蔵）

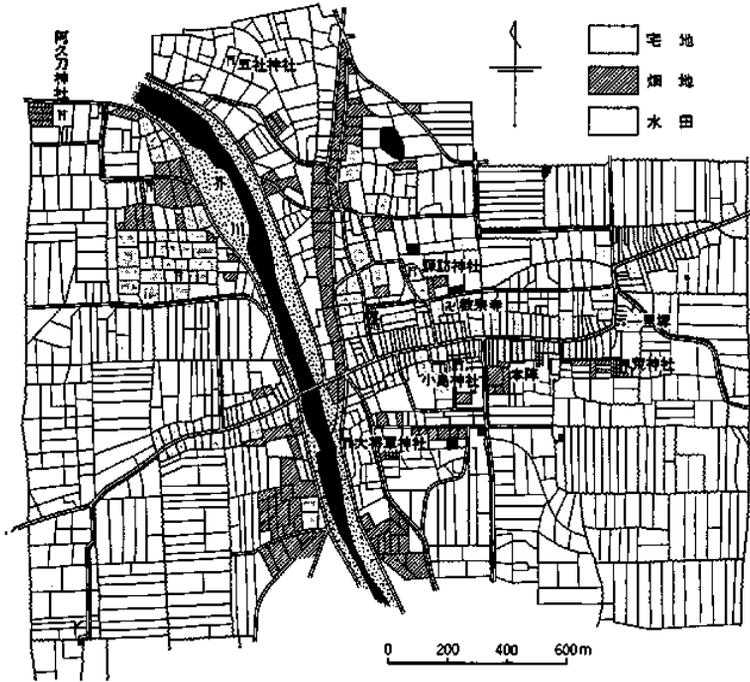


図21 明治前期における芥川宿の地形と土地利用

に本陣の記載はないから、当家は幕末まで二〇〇年以上も本陣であったことがわかる。伝承では他に土居中町（西ノ内北）の岡村屋善兵衛、一里塚の袋屋伊右衛門が本陣、東新町（東ノ内）の枡屋九兵衛が脇本陣であったという〔天坊幸彦「高槻通史」】。

天保期に三三軒の多くを数えた旅籠屋の各々の所在はわからないが、文化元（一八〇四）年、大坂玉造清水町綿弓絃師松屋甚四郎手代源助によつて結成された「浪花講定宿」なる全国旅籠屋組合（講元、松屋甚四郎・鍋屋甚七）の加盟旅籠には「芥川、かめや重兵衛」が見え、東新町（東ノ内）に現存する旅館亀屋にま

ちがない。他に同じ講中の旅籠に

「一里塚前、茶屋平七」がみえるが、一里塚と芥川との間が「廿町」⁽¹¹⁰⁾と記載されているので、これは芥川の一里塚ではなく、梶原村の一里塚かと思われる。ちなみに、前述の享保十九年の芥川絵図の家並みから、屋号をもつものをあげると、東町に「ふじ屋」「藤屋」「かじや」、一里塚の西に「亀屋源兵衛」（のち東町に移転か）「かじや」、中之町の本陣河内屋の向かいに「葉屋□兵衛」「原屋孫助」、その東に「原屋」、本陣西側に「菊屋」、これはのち問屋場となったあたりである。土居中町には「大坂屋」、坂口町には「米屋吉兵衛」があり、その全てが旅籠屋という確証はないが、「かじや」「米屋」をのぞけば、そのほとんどが旅籠であったと考えるもよいのではなからうか。さすれば江戸中期の主な旅籠屋は八軒ないし一〇軒ということになる。

当時の旅籠代などは史料がないが、芥川宿にもこの大概帳で公認された旅籠の他に、多くの「木賃宿」があった。これは米菜を持参した旅行者が、宿で炊飯用具を借り、薪木を買って自炊するもので、これが本来の庶民の旅籠であり、「木賃」とはその薪木の代金をさした。このため、宿場はともすると遊民の滞留がおこり、瀬川宿などでは維新後、木賃宿を廃止してその旧弊を一洗したという^{〔築田市史〕}。芥川宿でも例外ではなかったらう。

病人村送り

『島本町史』（本文編）には、西国街道沿いの村々の雑用として、旅行中の病人や行倒れの始末のことが記され、病人を村々で順送りにする、いわゆる「病人村送り」について、天明二（一七八二）年八月、東大寺・広瀬・桜井・神内・梶原・萩之庄・下・別所・古曾部・上田辺・芥川・郡家・氷室・安満の一四力村庄屋が高槻城下川之町天王寺屋治兵衛宅で集会し、「送り者組合定書」をとりき

表24 村送り病人死去の際の要費

銀高(文)	摘要	払方	銀高(文)	摘要	払方
57.0	人足 38人		2.3	割木代	甚右衛門
12.8	晦日夜飯・朔日朝飯代 16人分		3.2	釜 8枚代	仁三郎
7.65	白米 9升		0.36	ぞうり・わらじ代	
29.6	朔日夜飯・二日朝・中・夕飯 37人分		1.2	杭 10本代	和助
			1.3	竹代	
			23.4	出役衆中へ挨拶	仁之助
			7.0	医師札	同人
2.5	紙代		0.6	縄代	新六
3.8	ろうそく代		1.84	銭 200文代。供へ	仁之助
2.0	茶代		20.8	酒 1斗3升代	定助
2.5	炭代		12.8	酒・干物ものいろいろノ	玉新
2.3	油代		4.93	米酒・柴代	市郎兵衛
0.36	ぞうり代		4.5	人足箒代	萩庄村
10.0	割木拾苅束代				
12.8	酒 8升代	長右衛門	8.6	5月送り者 柘果候節之勘定落	下村
3.6	箱代	甚兵衛	20.0	勘定之節肴代	
6.0	菓子代	天和	12.0	勘定之節 うなぎ代	
17.85	米 2斗・1升代	番人	4.8	酒 3升代	
12.42	銭 1,350文、味噌・醬油、ろうそく共	同人	18.0	勘定之節飯 18人代	
8.0	心付	同人			
59.92	仕出し	丹庄	12.0	雑作料	仁之助
33.6	肴いろいろノ	山平	8.0	同	市郎兵衛
42.84	飯代ノ	井筒屋			
18.75	肴いろいろノ	定助	511.21	(計)	

注) 「村送り勘定帳」(長谷川家文書)による。

めたことが述べられている。これについては、同書に詳しいので重説を避けるが、その中で村送り人が死亡した時には「組合」ぎりて入用を負担するという点が注目される。ここでいう組合とは、一四カ村がまた何か村かずつ数組をなして、この負担を賄ったもので、同書では東大寺・広瀬・桜井・神内が一組をなしたとあるが、他の史料では、梶原・萩之庄・下の三カ村もまた一組をなしていたことがわかる。

天保六（一八三五）年七月八日、梶原村で死亡した送り者の場合、その総費用が五一・一匁二分一厘にもおよび、これを、梶原・萩之庄・下の三カ村で一七〇匁四分ずつ負担している。入費の細目を表二四に示しておいたが、直接死体の処分や埋葬に要した費用は少なく、大部分が人足と手伝い人の料足と飲食・酒代、勘定時の酒飯代であったことがわかる。また、藩の出役に二三匁七分の挨拶料、医師に四匁の礼金を出している【長谷川】
【家文書】。

嘉永七（一八五四）年十一月二十日の同様の病人死亡の時は、さすがに節儉し、二九・一匁九分二厘、一村当たり九七匁三分一厘ずつに軽減されているが、費用の主なものやはり番人足の料足、その飲食、支配方への礼金、葬工料などであった。ただ、買いものの中に、そば・干物・かまぼこ・青物・たこ・豆腐・こんにやくなどであるのは、おそらく亡くなった旅人のために、粗末な煮物をたいて、簡単な通夜を営んでやったものでもあろうか。嘉永の帳面の末尾には「送り 右小児送り出入用 先入」とあり、この病死人が子供連れであったことが知られるのである。

ともあれ、これら病人村送りが、村々で忌避されたのは、一般に手形などの手続きや、手間だけでなく、なにより死亡時の入費の問題であった。たとえそれが捨住来手形をもつ巡礼衆であっても、負担は変わらな

った。西国街道筋はとくにこの種の通行人が多かったので、問題が多発したのである。病人を故郷へ帰さず、目的地向けて送るのも、それが文字通り「死出の旅」であったからかもしれない。

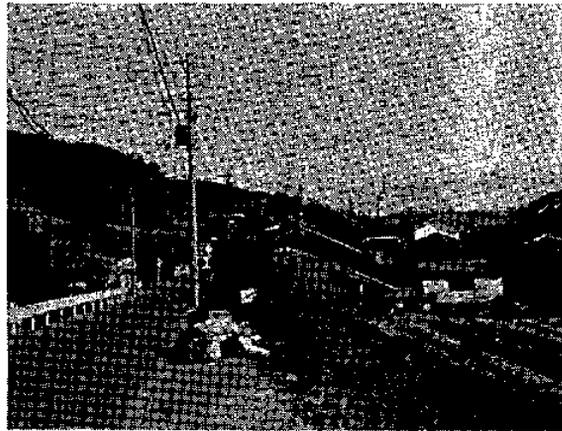
芥川の仇討 山崎通を舞台にした近世の文芸で最も人口に
ち 二 話 膾炙したものは、義太夫（および歌舞伎）の

『仮名手本忠臣蔵』山崎街道の段であろう。早野勘平の許嫁お軽を京祇園の茶屋に身売りさせた親市郎兵衛が、山崎街道の夜更けの闇夜を、箱提灯を片手に、杖をつきつき、とぼとぼと花道をぬける情景は、珍妙ないのししの出沒とともに、全段の中でも名場面の一つに数えられている。

これはおそらく、山崎通の中でも郡山から瀬川にいたる山中の一景を念頭においたものだと思われるが、芥川宿や山崎通芥川近辺を舞台とした近世の文芸作品・記録文学などは以外と少ない。ここでは仇討ちに関連した数話を紹介し、文芸上の芥川宿近辺の扱い方を示すにとどめよう。

井原西鶴の『武道伝来記』（貞享四年刊）巻七に「新田原藤太 百足枕神に立事」なる一節がある。

薩摩国鹿兒島藩でのこと、ある夜城中の御茶屋・藤書院の宿直に、前半を沖浪大助・中辻久四郎、後半



写72 萩之庄旧村（市内萩之庄一丁目）

を浮橋太左衛門・巻田新九郎が勤めた時のことである。夜半交替の直前頃、突如天井に物音がして黒い物が落ちかかったので、沖浪大助脇差を抜き打ちにすると手ごたえがあった。燈火でみると一尺四五寸の百足むかぢが真二つになつてゐた。中辻久四郎は、「扱も早業、古の田原藤太が勢田の橋は磯なり、沖浪殿の今宵の御手柄眼前に、是はく」とほめちぎる。大助図に乗り「天晴此男(自分のこと)、古今居合の名人なり、はやい所を御目にかけて」と大笑いした。このことが家中に知れ、成り上がりの重役南郷主膳にまで町角で「コレ田原藤太殿」と擲諭される始末、相番中辻に吹聴を詰問したが同宿の者だろうといわれ、止むなくそのまま主膳宅に乗り込み、弟善八ともども打ち果たしていずこともなく逐電した。大助の胸中は、家中の侮蔑に対する憤怒だけでなく、虫けら如きで慢心し失言した自己に対する慚愧と屈辱の念で燃え上がつてゐた。

さて、斬られた主膳の一子善太郎は一六歳になり、仇討ちの旅に出るのであるが、四、五年ののち、四国は阿波の磯崎の一夜の夢うつつに、血みどろの大百足が現れ、善太郎の枕もとにたたずみ、「其方がねらふ敵は摂津の国古曾根(こそね)(古曾部)といふ所にあり」と告げた。善太郎はすぐその村に赴き、近くの小家に寄つて、もし西国よりここに居住する者はないかと尋ねると、あれだと教えてくれる。めざす家に立ち入つてみると年頃四〇あまりの女がこたつの櫓に腰をかけ、鉢巻して独りで出産の最中。火急のこととて善太郎は腰をかかえて介添してやると、やすやすと産みおとしたのは女の子。氣力まさった母親なれば、みずから湯浴みをさせながら、「我つれあいはいよしある西国の人なりしが不慮の事ありてより此国にくだり給ひ、うき住居(うきぢゆう)のなかにも惣領の子出来たるをたのみにせしかひもなく、親にははや七月前(ななつき)に果(は)られ、(中略)親の百ヶ日たぬうちより芥川へ殺生のみに日を暮し、罰あたりめが」と問わず語り。さては大助は果てたかと一瞬氣落

ちしたが、今生まれたのは女の子、一九歳の息子大七を討てば敵の種はつきると思い直して、大七が一刀さして川狩りをする芥川へとりいそぎ、天神の森で名のりかけて、討ち果たすのである。

この話は、当時通常は禁忌の対象とされる出産に未婚の男性が介助したり、百足を斬った因果が子供の川狩り（殺生好み）につながったり、仇の病死に逢着してその輪廻を絶ち切るため、息子の大七の命を絶つなど西鶴好みの趣向が随所に散見するのみならず、西国浪人が「定住」を求めた地として古曾部・芥川が選ばれた点に当時の山崎通治道とくに芥川近辺の村々の性格が彷彿するのである。

『武道伝来記』にはこの他に巻二「身体破る落書の團扇」で、成合金龍寺での仇討ち——徳島蜂須賀家中千塚林兵衛一子林太郎が、同藩奥田忠右衛門の入婿の篠田文助に、水掛け祝いの行き違いで斬られた父の仇を討つ話——がみられるが、いずれも実話とは考えられていない。

しかし、芥川宿の今一つの仇討ちは、所載の『続近世畸人伝』や『寄居文集』などの記録文学の性格からも、芥川の岸田家所蔵の『摂州芥川之駅薦僧之敵討実録』なる一本からも、史実とされているものである。



写73 「新田原藤太」原本
 (井原西鶴『武道伝来記』より一府立図書館所蔵)

戦前再三この一件を論及された江馬務博士の論考〔上方篇〕などに依拠して、仇討ちの状況を再現してみよう。
 寛文十一（一六七二）年七月八日、芥川宿からそう遠くない、芥川右岸堤防を山崎通から南へ下った五百住道で起こった仇討の一件は、討ったのが弱冠一五歳の少年、討たれたのが虚無僧姿の屈強の中年浪人とあって、たちまち北摂中の話題となった。

これより先、寛文八（一六六八）年三月二十日酉の刻江戸赤坂田町の旅宿で以前から宿泊していた元石見国吉永一万石加藤氏の家中、故あって主家を放れ、息子を尾張徳川氏に推挙せんと江戸に来ていた松下源右衛門が同家中の浪人早川八之丞に惨殺されるという事件があった。折から、源右衛門の息子助三郎は、ひどい麻疹にかかっており、父親の討たれる物音を聞きながら、起きもあえずに涙していたという。源右衛門も武術は達者ながら、日夜の看病で力弱っていたというのである。時に助三郎は一二歳であった。

早川八之丞の遺恨には二説あって、一つは、彼の父四郎兵衛が「放逸邪慳」「強慾不敵」な人物であったのを目頃から源右衛門はよく諫めていたが、たまたま殿から従来のこと暇を賜ったのを、源右衛門の諛言ゆえと邪推し、憤怒のあまり発病して今はの際に子息八之丞に父の仇を討てといひ残して死んだという〔録〕。今一説は、当の八之丞が、家中の美童藪八助をめぐって、同じ家中の大崎長三郎と争いを起し、付近の銅山（写真七四の背後の山）で果たし合いをしたというのである。八之丞は勝利は得たが家中同士の殺戮はもろん御法度、この上は割腹してという時、父四郎兵衛が押しとどめ、あとは引き受けるから落ちのびよと説得した。八之丞はこの言葉に従って逐電したが、藩主加藤明友は八之丞帰国なくば親四郎兵衛に切腹申し付けるとし、家族の歎願も空しく、四郎兵衛は切腹して果てた。藩主のこの処置は、長三郎の姉婿で、かつ後添いが先

代藩主明成の妾腹であるという松下源右衛門の讒言によるものと考えた八之丞は、父の仇として源右衛門をつけねらったという『寄席文集』。この『畸人伝』所収の八之丞の手書（源右衛門を討った江戸田町の旅宿に残したもの）をもし史実だとすれば、後者が真実に近いという江馬博士の考えは頷ける。

さて、麻疹の平癒した助三郎は、京都の母の許で仇討のための武術を修業し、兄栗田三郎兵衛からは八之丞をよく知る中田平右衛門を預けられ、譜代の家来伊助の協力を得て、その一年後、寛文九（一六六九）年三月二十一日、亡父の一週忌当日に仇討ちの旅に出立するのである。

それから足かけ三年、寛文十一年の秋八月の末ごろ、河内の枚方の宿はずれで中間風情と喧嘩していた虚無僧の面体に、ちようど通り合わせた伊助は心惹かれた。取り急ぎ京都にとつて返し、平右衛門に確かめた上で、助三郎ともども三人で枚方へ。件の虚無僧が川向かいに渡ったと聞き、主従も早速三矢から渡し船で大塚へ行き、やがて高槻の城下に至る。町筋で喜捨を乞う虚無僧を見つけた一行は、茶店の亭主に因果を含めて、芥川に泊っていることを聞き出させた。九月七日のことである。

その夜は芥川宿に泊り、八之丞の所在を確かめ、翌朝の出立時を待った。明くる朝、助三郎は鎖襦袢に身



写74 石見国吉永藩陣屋跡（推定）、現在は浄土真宗善林寺（大田市大國陣雄氏提供）

を固め、黒羽二重の紋服に魚子の帯、吉光の大刀をたばさみ、数人の虚無僧のあとを追った。やがて芥川宿をぬけ、川西を南に折れるところで、八之丞は一人別れて五百住道を下った。天祐なりと駆け寄った平右衛門は早川氏覚えがあらうと声をかけ、八之丞が身構えるひまに、助三郎が名乗りもそこそこに後から右腕を切りつけ、手裏剣を取ろうと懐に入れた手を平右衛門が打ち落とし、襟がみ取って引き倒し、とどめを刺したという。『実録』では止宿井筒屋を出た所で名乗り合い、芥川宿の雑踏の中を切り結びながら西へ走って五百住道へ出たことになっている。本懐をとげた一行は、高槻藩役人の検視、村役人への挨拶をすませ、届け済みの一件としてお構いなしで、揚々と京へ引きあげたのである。

江戸時代、武士の私闘は禁じられたが、領主公認の敵討ちは、武士の意気地を証明するものとして容認され、文芸のテーマにもなった。さきの元禄の赤穂事件（忠臣蔵）のごときはその最大のもだったが、その多くは元和偃武以後、諸国浪人の戦国風俗の名残りや、反幕府・反体制的気風にのった「男達て」の現象であり、この一件もその一つであった。その不条理と悲劇性が一般に理解され、減少してくるのは貞享・元禄以後、一八世紀に入ってからであろう。



写75 芥川一里塚（市内芥川町三丁目）

第二節 街道の景観と渡し船

街道あち 「五街道分間見取絵図」などによって、近世山崎通（西国街道）の沿道の景観を、高槻市域からこちらに限って見ておこう。京方面から西国方面へ下る形をとる。

山崎宿から摂津国島上郡内を南下し、楠公子別れの旧跡とされる桜井村をすぎると神内村に入る。山崎通の神内村領は五町三〇間（約六〇〇メートル）、街道の西側（山側）は桜井村領が続いており、その南の地蔵山の麓の集落も、西側の一部は桜井村領である。神内村の沿道家並みは約二町（約二八メートル）。両側とも神内村になったあたりの西側に「西本願寺惣道場」のちに安養寺と呼ばれた真宗道場があって、ごく最近まで月一回の供養のお勤めを絶やさなかった。通常の民家造りの集会所だったが、今は仏像も井尻の円正寺に預けられている。絵図では、地蔵山の北東、桜井領とされる家並みの裏山に「大原山」とあるのが気になる。この付近でなければならぬはずの、古代律令制下の大原駅の名を継いでいるのではないだろうか。

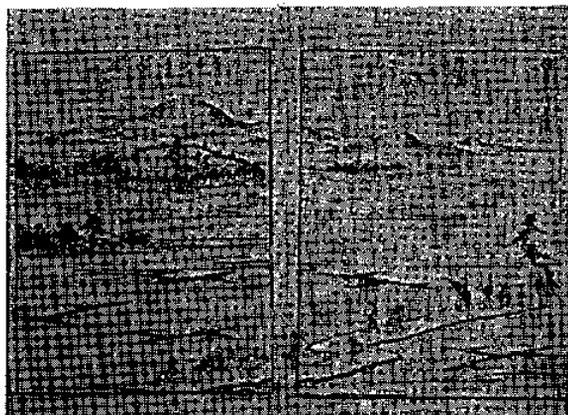
神内村領につづくのは本澄寺で有名な上牧村である。領内の街道二町五二間半（約三二二メートル）、その西にわずか二七間（約四九メートル）だけ鶴殿村領がつづく。神内の地名の由来とされる神奈備の森は、神内村領から上牧村領に入ったすぐ東側にあったといわれ、今は国鉄東海道線の東側直下の公園地となっている。森の中の神社は上牧の春日神社に合祀されている。上牧の西側の玉井山は天保の頃はこの上牧・鶴殿・井尻・萩庄などを支配した在京公卿鳥丸家の御林であった。このあたりを五領とよぶのは、この地域を鳥丸・

Ⅶ 近世の高槻

鈴木・高槻永井・加納永井と天領の五家の領地の入組みであったからといい伝えるが、実際は淀川河川敷の新田（高槻藩預り所）をのぞいてはこの地域に天領はない。

井尻村領（一町一九間（約一三三メートル））から街道に並木がはじまり梶原村領（九町五三間（約一、〇七八メートル））に至る。梶原村の家並みは約七町（約七六四メートル）。梶原村の東端には一里塚があり、芥川・太田とつづく。『宿村大概帳』ではここに立場茶屋があったという（前出、茶屋平七）。現在梶原村と神内村の地境付近にある日蓮宗妙浄寺には、近世には正覚寺なる梶村氏の菩提寺があったが、維新後本堂を西法寺に移すに及び、その跡地に一八九七（明治三〇）年井尻から移ったものである。浄土真宗円正寺も、井尻村内から一八九一（明治二四）年に道斉の新堤防上に移った。梶原村は、中世以来の名刹一乗寺の由縁でか日蓮宗寺院が多く五カ寺、近隣の神内村から下村までの間に一一カ寺、市城の日蓮宗寺院の半数以上が集中しているという。なお、現在畑山神社の所には近世、永福寺と称し、神仏混淆の寺院があった。多宝塔は近代にも残り、第二次大戦後埼玉県ユネスコ村に買い取られたという。

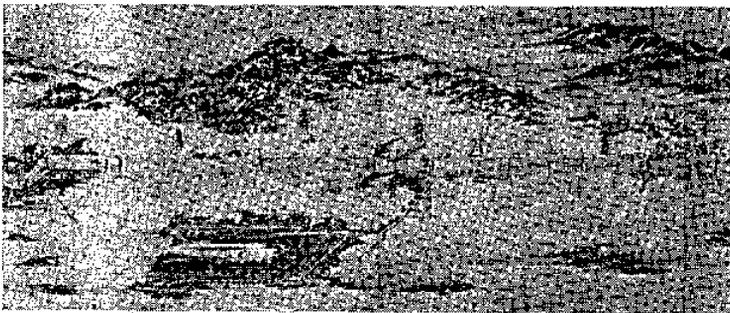
萩庄村領街道三町一間（約三二九メートル）と下村領街道四町



写76 待宵小侍従の墳墓（「摂津名所図会」より）

五二間（約四三三メートル）は、すべて家並みがある。いわゆる安満山の山麓直下を街道がすすみ、萩庄村境で檜尾川を渡るが、幕末までは川幅二五間（約三五メートル）歩行渡りであった。「平日水ナシ」と絵図にある。下村側に惣持寺の道印石がみえる。家並みつづきに安満村領に入る。領内の街道八町三一間（約九五九メートル）。西端の北側四五間分（約八一メートル）は別所村領。その南側に安満新町の家並みがならぶ。安満村の本郷に至る道を北に入るとすぐ檜尾川をへだてて春日神社（磐手杜神社）があり、幕末までは本寺清浄院が本殿前にあったという。街道に面した安満旧集落の西（北側）に磐手杜神社の御旅所があり、安満新町の別所村境から南に直線に八丁松原が開けていて、高槻城下につながっている。いわゆる京口道である。

「花の井」の道印石を右（北）にみて、古曾部村領に入る。領域五町六間（約五五六メートル）。絵図で花の井道印石のすぐ西の北側にみえる「能因法師墳」と陰刻した旧跡道印石は現在南側に移っている。古曾部村在の能因塚や伊勢廟は、慶安二（一六四九）年高槻に入部した永井直清が、林羅山の援助で顕彰して以来、急速に有名になったもので、江戸幕府の初期の文化・教学政策の一端を示して注目される。唐戸の土橋、三



博物館所蔵・東京美術複製本による。）

ツ橋の石橋をすぎると、北に天神山がせまり、上田辺村領となる（古曾部領の街道家並み四二間〔約七六メートル〕）。

上田辺村領は三町（約三七メートル）。古曾部村境から上宮天満宮社前まで家並みが一町程（約一九メートル）つづき、その下手は出屋敷、高槻城下芥川口につながる。

新川の石橋から芥川宿になる。宿場は東から東新町（入口）・井戸町・一里塚町・中町・土居中町・坂口町・川西町に分かれ、街道一二町六間（約一、三三〇メートル）、阿側の町並み九町（約九八一メートル）。一里塚は阿側にあり（現在東側のみ残存）、坂口町・川西町間に芥川が流れて幅一間（約一八メートル）の土橋がかかっている。川幅は二〇間（約三六メートル）。街道に面して北側に教宗寺があり、殿垣内には万福寺・諏訪社があった。万福寺は一九〇九（明治四二）年芥川尋常小学校改築に際し敷地として提供され、寺は理安寺に合併されたという。宿場内の景況はすでに述べたので省略する。

芥川村を西に下り、阿久刀神社を北に望んで歩行荷川の石橋を渡ると、郡家村である。領内街道五町二三間（約五八七メートル）。両側に郡家新町の家並みが展開し、三町（約三三七メートル）。新町は東から東町・中ノ町



写77 「山崎通分間延絵図」〔部分〕（東京国立

・西ノ町に分かれており、中ノ町の街道沿いに郷蔵・番屋があった。街道下手北側に高く木立の茂る今城塚は、絵図では「細川六郎古城跡、字今城山」とある。郡家村と氷室村の境付近を南北によぎる道は、奈佐原・萩谷あたりの奥山から京送りの薪柴を前島浜へ送るための道だったといわれる。氷室村領の街道は九町八間（約九九四メートル）。女瀬川沿いに家並みがある。五町一八間（約五五八メートル）。街道を横切る女瀬川にかかる橋は石橋だが、そのやや上手の南へ通じる惣持寺道への橋は土橋である。北に広宣寺、南に浄流寺を望みながら、字氷室川筋の悪水井路を渡ると宮田村。この渡りが「飛石」であるのは、いかにも近世の街道という感じがする。この宮田村領を二町四三間（約二二四メートル）進むと島上・島下那境、太田村境である。宮田村の内一町三〇間（約一六三メートル）は家並みがつづいた。

やや冗長だったが山崎通の市域景観をみてきた。江戸時代の旅人はこうした周囲の景物を見ながら道を急いだのである。これらが現在ではかなり変化しているのはもちろんだが、にもかかわらず、近代以後の「史跡・名所」の基礎をかたちづくっている点に注目したい。



写78 八丁松原（市内松原町）

高槻城下 高槻の城下には他領・他国に至る道筋が六つあった。東に向かうものが、北から京口・前島六口・大口・大塚口、西へ向かうものが、北の芥川口と南の富田口、南に向かうものが土橋町の大坂口である。仏日寺所蔵の「町間入高槻絵図」〔高槻市史〕第4巻〔三付図所収〕には京口と富田口をのぞいて竹矢来を伴う木戸が画かれているから、各口には常駐の番所があったと思われる。俗に「高槻の六口」と呼ばれ、「京の七口」ほど高名ではないが、高槻の城下と領内、京・大坂や丹波などを結ぶ重要な交通路を構成していた。以下六口から通じる道筋を中心に、西国街道をのぞく近世の主要道路など（市内の）について概観しておく（なお付図「高槻市域の近世歴史地図」を参照されたい）。

京口は、いうまでもなく京へ向かう道である。円成寺門前を南にとった道は、現在の国道一七〇号線へ出る手前で北へ直角に曲がり、一直線に西国街道別所新町につながる。この間南北八町（約八七三メートル）あって松並木が続き、「八丁松原」と呼ばれ、山手から見た風光は、幕末以来高槻の名所の一つとなった。中世半ばに「安満繩手」と呼ばれて、建武三（一三三三）年七月には南北朝の古戦場となったこの道も、近世には高槻藩主の参勤交代路となる。高槻城内桜馬場東に集結した参勤行列は、東大手門をぬけ、本町通りから円成寺を正面にみて京口へ向かう。松並木を見え隠れする参勤行列は、広重ならずとも格好の図柄であった。別所村に新町が成立するのも、京口道の隆盛と無関係ではないのである。

城下東側本町の東辻、一丁田には前島口がある。この道は東に一直線に東天川村をめざし、春日神社門前で檜尾川を渡って前島村に至る。近世後半の前島は、東の道斉とともに荷駄船の河港であった。直接の史料には乏しいが、川久保・成合・原などの薪炭や松茸、近隣諸村の製縄など主として余業による特産物が前島

の浜から伏見や大坂へ運ばれたし、原・萩谷・服部などで行われた寒天作りのための天草も、この浜から陸揚げされた〔古藤家〕。この上荷出荷は明治期もなおしばらくは続いたようで、一八七七（明治一〇）年ごろ萩谷の岩戸坂に開かれた銅山から採掘された鉾石も、馬で服部を経て前島浜へ搬出されたという。

前島浜はまた、伏見から大坂へ下る三十石船の臨時の船着き場であつたらしい。『淀川兩岸一覽』の前島の項には「此所川辺に茶店ありて酒飯とも自由なり、勝手につき比どころより上る客あり、又乗客あり、上下りとも二同じ」（傍点筆者）とある。同書の狂歌に

船つけて小便をした女連れ

さつても業になつた前島

赤襟 姫成

とあり、いささか下卑た歌ながら、当時の状況をよく映して興味深い。維新期、三十石船衰退後は、川向かいの河内国交野郡落村外島との間に渡し船が運行した。「長三丁、深西岸二間東岸八尺、中央二尺、渡舟一隻私渡ナリ、本村住民狭間善左衛門・玉村仁右衛門、明治八年三月発起開業」〔明治二年〕とある。巷間前島の渡しとされるのはこれであろう。なお隣村鶴殿村にも渡し船があつたという〔天功幸盛〕。〔高槻通史〕。



写79 前島口の道標（市内上本町）

大塚口は八幡町の地尻、是三寺の東にある。ここからは、西天川村・辻子村を経て野中(冠)村から淀川の堤防上を大塚町に至る道が出ている。いわゆる枚方街道である。大塚町に船着き場をおく「大塚の渡し」が、淀川右岸でも最も著名な渡しの一つに数えられるのは、対岸三矢の船着き場から枚方宿へ直結したためで、南の三島江・江口、北の山崎とともに春秋の旅行期、盆正月や農閑期には股賑を極めたと思われる。『高槻町誌』所載の「本光院様御代御領内総名寄」なる写本に、大塚町として二百五十石船などを含む三五艘の舟があがっているのがこの渡しの規模を知る唯一の記録であるが、原本が散逸しており、全体の内容も永井直時時代の記録にしては矛盾するものが含まれており、大塚町の保有する船数も常識的には多すぎて、後年の「大塚船」の前身だとしてもこれが近世前期の大塚船運の規模だとは、にわかには断定できない。なお、天保十三(一八四二)年五月の雨期に、枚方三矢から大坂へ向かう渡し船が転覆し、乗客三人が死亡、二人が救助され、船頭二人と船主が村預けになるといふ事件があった〔古藤家文書〕が、その時の遭難個所が磯島村の下手、天の川の河口付近ということだから、枚方三矢から大塚にこぎ上る時は、この対近で旋回して大塚へ下るのが常用の航路だったのだろう。

なお、このほか、大塚には磯島に渡る渡船場があったという〔天坊幸彦高槻通史〕。磯島村は、一八七四(明治七)年に河内国交野郡(現枚方市)に編入されるが、それまでは島上郡に属しており、在京公卿日野家の所領であった。このため、磯島への渡し船も維新に至るまでは、日野家の専属のものであったという。

城下の南側、土橋町の中央付近から南下する口を大坂口という。この道筋は、南へ下田部村、その後芥川を渡り芝生村から西田堤を経由して玉川に沿うか、唐崎・三島江・柱本各村を経由して淀川堤をゆくか、い

ずれにしても島下郡一ツ屋村もしくは、西成郡江口村へ出たはずである。一八七九（明治一二）年の「一ツ屋村村誌」〔「旗津市史」「料集」第一号〕に「本村ノ西辺ニ永代橋アリ、大坂往還ニ属ス、本村ヨリ江口村ニ通ス、（中略）渡船場アリ、駒頭渡ト称シ、本村中央即チ河内国七番村ニ通スルモノ、広サ三百七間四尺、渡船二艘、私渡ナリ」とある。いわゆる大坂街道・大坂道がこれである。

城下西側の南端、高西町から西へ出る口が富田口である。高槻街道あるいは富田街道ともいう。庄所村のはずれで芥川を渡る（もとは徒歩渡りであったともいう。）と右手（北）に津之江村の集落が見え、さらに女瀬川を渡ってかぎりに折れながら行くと西五百住村、富田村の東岡につく。道は富田の町場をぬけて村はずれから西に折れ、慶瑞寺を北にみて安威川を渡り、茨木の町場につながる。むろんそれから南へとって大坂にも出られるのだが、高槻城下からみれば北摂の中心的な三つの町場をつらぬいて通っていることがより重要である。そこでは物資の流通ということ以上に文化（を担う人々）の交流が予想されるからである。

城下の北側、紺屋町の西のはずれには芥川口がある。文字通り芥川宿に向かう道で、町並みに沿って北西にとると一里塚の近くに出る。宿場の東端であり、そこから真上・服部・原へ向かう道、芥川を渡って川西



写80 大塚口の道標（市内八幡町）

から郡家に至る道などが開けている。紺屋町は東の川之町とちがひ、上田部村に属し、城の外濠の外に伸びた武家屋敷の後背にある町並みなので、それ自体後発的な成立を思わせるが、芥川口につづく町並みも、城下町成立後、芥川との交通量の伸張に伴って展開したものと考えられ、「出屋敷」の名のゆえんがうなずける。芥川口を真北にとると、上宮天満宮参道正面に出る。鳥居前西国街道沿いにも町並みがあり、古曾部に続いているが、天神の祭りや縁日には、茶店などで賑わったことだろう。

三島江の 淀川右岸の渡船場のなかで特異な地位を占めるものに三島江の渡しがある。古代には歌枕に渡 し 詠まれた名勝で、三島鴨神社は近世にもなお、諸本では式内社と信じられていた【撰地名】。

この巷説に疑問をもたれ、式内社三島鴨神社は実は赤大路の鴨神社であるとされたのは、富田在任の碩学故天坊幸彦博士であった【『近代滋華の歴史』「地理学的研究」】。

それはさておき、この古代の名勝も近世には格別観光の目的にもならず、三十石船からの眺望に趣を添える程度だっと思われる。それよりもむしろ、この渡しの上り口に今なお姿を残している「神峯山寺毘沙門天参道」の石標と、「妙見宮」と大刻した常夜燈石灯籠一基が注目される。前者には「享和元年辛酉十月癸願主 大坂住赤松由永」とあり、かの享和二（一八一〇）年の大水害にもよく耐えたものである。後者は『澗川兩岸一覽』の着色版画にもそっくりその場所であらわれるもので、正面洞石の陰刻もそのまま画面で読まれるのである。神峯山寺は鎌倉時代中期の事象を反映しているとされる『拾芥抄』にも七高山の一つとして載っている古刹だが、毘沙門天も役行者の彫った四体のうちの最初の尊像だといふ言い伝えがある。大治年中（一二世紀前葉）に山麓大原庄に住む橋輔元が悪疾を患い、百薬の功なかったとき、この毘沙門天に

祈願し九頭龍の滝に浴して平癒したので、僧長恵となって家財を放って堂宇を造営したという縁起も、古代末期以来の天台仏教の信仰と、農民の「水源」信仰、さらに隣接の八坂神社にも関連する御霊会信仰の融合がみられて興味深い。しかし、この毘沙門天詣りが領外、とくに大坂商人などに拡がるのは近世中期、とりわけ伽藍が焼亡・再興した明和と安永期以後のことと思われ、折から起る饑饉などの世情不安や投機商売の横行に開帳興行の流行が相乗して隆盛をもたらしたものであろう。河内国茨田郡出口村で渡し船に乗った毘沙門天参りの衆は、三島江で船を降りると、芥川左岸新川との間の堤をまっすぐ北へさとして行き、西国街道をつききって、さらに北へ、西真上・浦堂・宮の川原・塚脇・城山と山麓をまわって原村に入るのが最も近い道程である。当時の健脚なら日帰りで充分。すこし東へ外れれば高槻城下があり、西国街道から東をのぞけば芥川宿の賑わいがあり、宿泊にも事を欠かない。大塚のある古老の話では能勢の妙見宮まですら、早朝から出かけて、日帰りで帰宅したという。大塚からは、おそらく檜尾川堤を川上にとつて、磐手社神社門前からそのまま成合へぬけ、さらに川沿いに谷あいを通して、小豆坂を下りると原へ出る。あとはいわゆる丹波街道に乗って地獄谷峠を越え、いったん丹波の別院に出て湯谷から摂



写81 三島江（「瀬川兩岸一覽」より）

津国能勢郡切畑・余野・野間を経て妙見宮にいたる道と、萩谷から尾根をつききって車作くるまづくりに出て、銭原を回るか間道伝いに木代に至るか、いずれにしても安威川をわたって竜王山の南西麓を回る道の二手があったはずである。三島江からならばこうはいかないが、芥川右岸堤から女瀬川の右岸に沿って氷室に出、巡礼橋をすぎてから北にとって奈佐原をこえて萩谷へ、そこから銭原をすぎれば能勢はもう一息の距離なのである。月参りをする程の参詣人なら三島江から農道をとまかくも北にとれば、富田を左に見て西五百住につき当たり、氷室の別れ道まで目と鼻の先だということを知っていただろう。常夜燈はこうした人々のモニュメントでもあったのである。一八七九（明治一二）年の『三島江村誌』には次のようにある。

三島江渡（中略）本村字里ノ内堤防ヨリ淀川ヲ中截シテ、河内国茨田郡
 出口村ニ通ス、航路三百五十間、（中略）渡舟一隻、私渡、開
 業年月不詳

巡礼みち 西国街道を氷室から北に折れて萩谷に向かう道
 そのほか は、萩谷の集落の北で丹波街道に乗っている。こ
 の合流点尾根を越える所が地獄谷峠である。氷室で女瀬川を渡る
 橋を「順礼橋」といい、西国街道を東西に行き交う西国三十三所
 回国の順礼衆がこの橋のためとで一息入れるならわしかったと



写82 三島江の毘沙門道標と妙見燈籠（市内三島江一丁目）

も、旅に病み疲れた巡礼衆が行き暮れて倒れるなどの悲劇が多かったとも言い伝えられている。京から街道を下ってきた巡礼衆が、この橋を渡って南へとれば富田をぬけて惣持寺へ、橋を行き過ぎて下手で川に沿うて北へまわり、小橋を渡って氷室の集落に入り、万徳寺の裏手から奈佐原へ出てそのまま北へとれば地獄谷峠である。冥途の名を刻んだ峠に、思わず亡き肉親の面影をしのびつつ、詠歌を口ずさむ巡礼の姿は、やがて丹波九折から柏原村の方へ消えていく。めざすは亀岡の城下に近い菩提山六太寺（現亀岡市曾我部町六太）である。

順礼路が壺田地区にもあったという話がある。とすれば黒柄岳の北麓をまわって田能・出灰にぬける道だっただろう。丹波の穴太寺から直接京へ急ぐ順礼は、西国街道までは出ず、出灰から山あいを柳谷に出、観音菩薩を拜んで嵯峨あたりへ出たのにちがいない。いわゆる杉坂峠越えでは柳谷には行けないのである。川久保村にも、神峯山寺と柳谷観音を結ぶ道標がある。東水無瀬川に沿う道がそれである。

萩谷から地獄谷峠に至る道は、峠で尾根づたいに北へ進む間道がある。丹波の二料を経由して、亀岡城下までつながっているとされる。萩谷から南は阿武山の西麓をまわり、安威川を渡って郡山（茨木市）に至る道である。これを俗に「明智街道」と呼ぶのは、明智光秀の支配する城が、天正十（一五八二）年六月京都本能寺に織田信長を囲む以前には、近江坂本・丹波亀山・摂津郡山にあり、その三地点を結ぶ最短の軍事戦略道路ができていたはずだという考えに基づいている。さらに本能寺の変直後、羽柴秀吉が即日毛利輝元と和議して東上し、高山右近や中川清秀らに天王山を守らせ、自分は山麓にひしめく一万六千の明智勢と対峙するため安満山を越えて金龍寺に出、丘陵を越えて西天王山の広瀬・若山あたりまで出て、山崎合戦の指揮

をとったといい、これを「太閤道」と称して今でもハイキングコースの一つとなっている。事実の如何は別として、在地の人々が林道や間道などの生活道路の由来を歴史に託した例として掲げておこう。

高槻市域における近世の主要道路としては、ほかに唐崎村の集落を真西に進む茨木街道（茨木往還）がある。唐崎浜・三島江浜には高槻城米回米の二十石過書船浜があるが、この津出し地域は藩領の中でも芥川以西であり（詳細は次節を参照されたい）、安威川沿岸をふくむ広い地域であった。これは茨木・吹田などを結ぶ領内のローカルロードであり、同時に貢米搬送を中心とする公道でもあった。この点は一八八一（明治一四）年島上・島下郡役所が茨木村に設置されていっそう顕著となる。

なお、江戸幕府で將軍代替りの時諸国に派遣されて、いわゆる民情を視察する「巡見使」の通行ルートがわかっている。

享保元（一七二六）年の際は、島下郡吉志部村から、富田街道を進み高槻城下に入って、後は前島口を前島へ、さらに堤防上を高浜の渡しに至っている。延享三（一七四六）年の際は、御朱印馬は枚方宿から大塚へ、使番および御朱印人足などは高浜渡しから、享保のルートを逆にとつて高槻城下の定宿に至っており、以後これが例となったようである。領内一八カ村から高浜の渡しへ、巡



写83 地獄谷峠（市内大字萩谷）

見使出迎人足が徴発されており、後には使番三人に各々城下までの人足が付くなど、村にとつても一定の負担を強いるものであった〔高槻藩古記録〕。
〔府立図書館所蔵〕。

第三節 淀川過書船と唐崎・三島江浜

過書船の成 近世の淀川は京・大坂を結ぶ重要な交通路であつたばかりでなく、北陸・三丹と西国・畿内立と淀船 近国を結ぶ物資輸送の大きな要路でもあつた。直接には慶長十三（一六〇八）年角倉了以の開墾した高瀬川の末端伏見・鳥羽から大坂天満・安治川、あるいは神崎川經由の尼崎にいたる船運であるが、淀川右岸島上郡城（現高槻市域）では幕末の慶応二（一八六六）年には天道船の大塚船・道齊船と、道難衆中船の唐崎・三島江浜があつた。船種でいえばこの両船が、いわゆる近世淀川過書船の中核であり、河港所在地も表二五のように分布していた。

中世末に淀川の船運を主として支配していたのは、「淀船」であつた。石清水八幡宮神人の神役（座）船に由緒をもつ淀船は、天正期には宇治・桂・木津の三川を含め、淀川に独占的航行権をもつていた。淀浦を最大とする淀舟七浦は主に木津川沿岸にあつたが、桂川は嵯峨、宇治川は宇治山、淀川は大坂・尼崎にいたるまでを航行圏としていた。豊臣政権の確立後、淀の木村氏（孫二郎）・河村氏（与三郎）に支配権が託され、運上金も納めるようになったが、天正十三（一五八五）年免除されている。*実際に大坂からの京堂上衆への合力米輸送や北政所下向船の調達なども行ったようである。

Ⅴ 近世の高槻

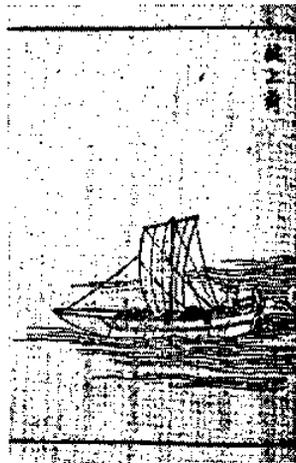
表25 通書船船種別船株数一覧(慶応2年)

名 称		根 拠 地	働船	休船	計	備 考	
早登人栗	三石乗船	大坂	75	115	190	旅客専用	
天	米塩船	大坂	15	49	64	米・塩専用	大坂に居住 淀・伏見・六 地蔵と大坂間 の荷物輸送
	万物船	大坂	30	70	100	米・塩・炭 ・薪・材木 の他全部	
	炭薪船	大坂	24	116	140	炭・薪専用	
	材木船	大坂	11	64	75	材木専用	
	(大坂の小計)			80	299	379	
船	大塚船	大塚	16	12	28	大塚・枚方近村からの荷物を大坂・伏見へ運送	
	道斎船	道斎・前島	2	14	16	道斎・前島より木柴等を伏見へ運送	
	河内船	木屋・松ヶ鼻・点野・太閤	8	5	13	木屋・松ヶ鼻・点野・太閤からの荷物・野菜等を伏見・大坂へ運送	
尼天道船	尼崎	27	130	157	尼崎から大坂・伏見間の荷物運送		
道難衆中船	唐崎・三嶋江・一津屋・別府・吹田・江口	24	21	45	淀川・神崎川沿岸の住居から大坂・伏見への運送		
青物船	守口・今市・平田・赤川・新家・沢上江・中津川沿岸	15	10	25	同村からの荷物・青物の運送		
手繰今井船	大坂・尼崎	12	12	24	旅客・生魚・塩魚等を京都へ運送		
計			259	618	877		
淀(二十石・上荷)船	淀	215	292	507	享保7年通書支配下となる		
合 計			474	910	1,384		
他 に							
煮売茶船	往本・枚方	10	2	12	俗称くらわんか船、但しこの通書船支配下のもの他に枚方には伏見船支配下のものがあった。		

- 注) 1. 「通書船起立規則等申上候書付」(寺本家文書)により作成。
 2. 日野照正『近世淀川通書船の研究』所収。

ところで織豊政権以来確立してきた石高制と兵農分離は、農民の年貢が現物であれ換金（銀）であれ、領主側に集中した物資の商品化を前提とせざるを得ず、政権の全国的統一は、こうした全国的な商品流通の展開の上に成りたつものであったから、その構造を維持していくためには、前代からの人的・物的流通の再編は幕府政策では不可欠のものであった。その一つが陸上交通Ⅱ宿駅制度の整備であったことは前述したが、今一つは海上・河川の交通・運輸の整備であった。

淀船は二〇石積の比較的小船であったが、天正末〜文禄期には淀川にも三〇石積以上の大船があらわれた。伝承ではもともと海船組織であった尼崎組・中越組の惣代が、秀吉の小田原攻め参加の功績で「川方御役舟持、過書頭」を命ぜられたのが過書船のはじめであるといい、文禄年中には銀二〇〇枚の運上を納めている〔寺本家〕。慶長三（一五九八）年にはこの大船は一〇〇艘にもほり、朱印をうけ、木村・河村両氏支配となり、このときはじめて「過書船」の称号が用いられたという。しかし、この場合、淀川における朱印の大船と旧来の淀船との組織的な統括にはいたらなかったものようである。もともと「過書」という言葉も、中世の関所手形のこと、関銭免除特権の表現にすぎず、淀川交通体系を意味するものとはなっていない。関ヶ原戦後の慶長八（一六〇三）年十月二日、幕府は淀に過書座をおき、木村宗右衛門・河村与三右衛門を過書奉行に任じ、過書船の制を設けた。従来の淀船と三〇石大船とを包括的に支配・再編し、進展する幕



写84 淀上荷船
（「和漢船用集」より）

Ⅱ 近世の高槻

表26 淀船就航予定延船数表

上り		下り	
発着地	延船数	発着地	延船数
大坂→淀	1,500	淀→大坂	900
同→伏見	1,500	伏見→同	1,300
同→鳥羽	500	鳥羽→同	200
同→枚方その他	100	枚方→同	100
計	3,600	計	2,500

注) 日野照正『近世淀川の舟運』による。

藩制下の淀川物流体系を統一的に掌握し、経済的・軍事的利用をはかるうとしたのである。陸上の宿駅制成立におかれること二年である。

成立した過書船は運上銀二〇〇枚。公役船は原則として無償。下り船のみに上米二割を徴収した。上米は過書奉行阿氏の家領(家代々の取分)となった。航行圏は大坂・伝法・尼崎・木津川・伏見に及んでおり、従来の淀船と競合していたが、過書座支配をうけながらも、当初は双方ともなお相対的に独自の営業権を確保

することができた。農・商間での淀船の伝統的勢力はいまだ衰えていず、商品流通の枠も、米・木材・塩などを除いてはなお地域的なものであった。慶長十九(一六一四)年大坂冬の陣では淀船は堀川蔵米の伏見への船送などに徴発され、翌年大坂城落城までの間の軍役出動は延べ三、五六一艘、水夫七、一二人といわれる。

しかし、元和元(一六一五)年病死した河村氏に代わって、京都の角倉与一が過書奉行に就くと事情は変わってくる。その年、過書仲間には、運上銀を倍増するかわりに、一六二株の過書株と船株を分離し、船名代を操船責任者として置き、船数については奉行の許可制とするよう願い出て、免許された。これは、過書株と船持数の対応関係(一対一)を壊すことにより現実の操船数を増減させて、増加する物資輸送に対応しうるようにしたばかりでなく、上米の上納促進を軸に過書

奉行と過書衆中との関係を密にし、両者の利害をより一致させて、淀川漕運の支配独占を實質的に固めていくとういう政策的意図があった。淀出身の河村氏と、京都の船運を掌握していた角倉氏との交替も過書中に幸いした。翌年には上米が船一〇〇石に銀六匁と定まり、以後淀船の營業を次第に圧迫するようになってくる。運賃も公定の約を超え、京上りの薪炭を中心に急激な物価騰貴をもまき起した。

寛文（正徳年間、數次にわたって淀船方と過書衆中との抗争があり、ある時は過書船方の二〇石船新造が停止されたりしたが、その多くは淀船方の敗訴であり、寛文末年には淀川本流の操業権さえ失うにいたった。

その間、一方では元禄十一（一六九八）年の伏見船免許（後述）などがあり、両船方がひとしく不利益を受ける事態も生じたので、幕府は淀川漕運の再編成にのりだし、正徳五（一七一五）年の淀船訴訟を機会に、京都所司代評定所で八年間の調査・論争がくりひろげられ、享保七（一七三二）年十月、伏見船再興とほぼ同時に、淀船の完全な過書船組み込みが成立、以後「過書二十石船」として働くことを免許された。争論中に淀船方が提出した淀川本流での操業予定年間のべ船数は、表二六のとおりである。

* 淀川過書船の一般的な状況については、『枚方市史』第七章（水原正亨稿）、日野（泉尾）照正『近世淀川の舟運』（枚方史研究紀要第九号）・『近世淀川過書船の研究』（高槻市教育委員会刊）・『くらわんか船考』（同委員会刊）などに詳しい。本稿もこれらの著書においているが、本節では市域の事象に重点を置いたので、一般的叙述についてはできるだけ略述した。不十分なところは右書を参照されたい。

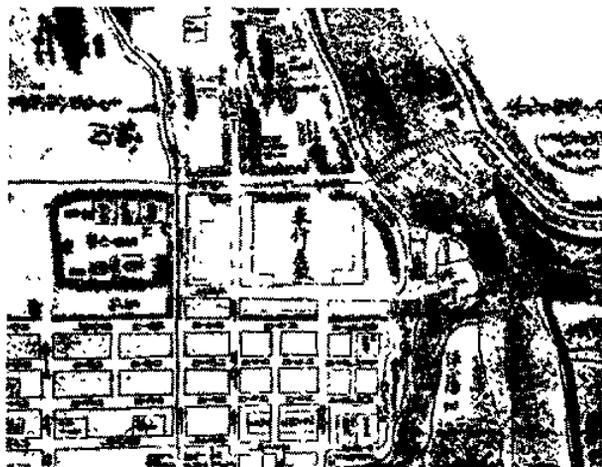
伏見船の出 元和期以来、こうして淀川船運の中で独占的支配力を強化してきた過書船であったが、突如現と過書船として、これに対抗する脅威が生じた。元禄十一（一六九八）年十二月二十一日に公許され

Ⅵ 近世の高槻

た伏見船である。

伏見船運は慶長十六（一六一二）年角倉了以の高瀬川開鑿以来飛躍的な繁栄をとげたが、八七年後の元禄十（一六九七）年にはすでに著しく衰退していた。その年八月、伏見を巡見した京畿水路巡察米倉昌尹はこれを奇として坪井祐佐にその復興を議したところ、祐佐は「伏見船」の公許を進言したという。そこで幕府は同年十一月十五日、廃されていた伏見奉行を再設し、伏見船二〇〇艘を免許したのである。

免許された二〇〇艘は、表向き一五石積の小船とされたが、実際はその四分の三余が三〇〜一〇〇石積の大船で運上銀は一、二〇〇枚であった（公役負担はすでに特権をもつ過番船との船数に応じて三対一とされた）。伏見新船は伏見・六地藏周辺の津出し荷物を引き請け、宇治・淀・鳥羽・横大路・木津川筋に運送するほか、大坂・伝法・尼崎と伏見上下の貨客運送の免許も得たので、淀川本流における過番座支配下諸船の運送営業を著しく妨害することとなった。この伏見船免許の意義には諸説があるが、伏見町の衰亡救済という要素はあったにせよ、幕府として



写85 伏見町絵図〔部分〕（京都大学附属図書館所蔵・京都市立歴史資料館提供）

は過書座の利権乱用の傾向を牽制し、淀船との対立を中和しながら、淀川本流における船運体系を再編する意図があったものと思われる。

果たしてこの事態は淀・過書両船側にとって重大となったので、両者とも幕府側へ再三抗議したが、とりあげられず、過書船の積荷は減少し、伏見船の方はさらに増造船の申請をするようになった。過書座では翌十二年から三年にかけて、江戸寺社奉行に、運上銀一、二〇〇枚の上納と引き換えに伏見船廃止を迫ったが、逆に過書船の増航を促された。これは他船との競争関係をますます激化させるものであった。

しかし、度重なる反対運動によって、元禄十六（一七〇三）年にまず伏見船の運上銀が六〇〇枚に半減され、淀川本流のみにその商圏を限定することが達せられ、淀船の支流における権利が回復し、さらに宝永七（一七二〇）年九月十六日伏見船が停止されるにいたった。

しかし、このことは伏見町を再び以前の衰亡におとすことである。坪井祐佐の子益秋は伏見奉行にこの再興を請願、一二年後の享保七（一七三二）年幕府は再び伏見新船二〇〇艘の就航を許可した。運上銀は六〇〇枚、ほかに伏見町中救銀五貫目が課せられたのは、伏見の繁栄という大義名分によるものであったろう。



写86 伏見の町並み（京都市伏見区）

そして寛保三（一七四三）年伏見船元緒がおかれ、坪井喜六が就任した。大坂の町方役人や船番所役人の中には、この伏見船もまた一時のものであるという見方もあったが、今回の公許は永続的なものであった。

享保九（一七二四）年九月に過書船の船賃値上げが認められたこと、このうち過書座運上銀が半減（二〇〇枚）されたことは過書との均衡化をはかるものにすぎなかった。伏見船のものには伏見町中救銀五貫目は廃止されたが運上銀は再び一、二〇〇枚の上納となり、うち七〇〇枚は毎年過書座および過書衆中（船持）に下付されたのである。

つまり、享保の再編以後の淀川船運政策は、三都を中心とする商品流通の展開に対応して、商人荷物の増加にみあう船運を、過書座の利権を擁護しつつ、一方では地回りの安価・迅速な流通網をできるだけ参加させていく方向であったように、伏見船もその一環であったといえる。この方向は、同時に、剰余農産物の商品化にともなう尿船の発達をも促し、全体としては既存の諸特権船運の利益を圧迫し、その伸長を妨げたのである。

過書船の衰退と 陸上に比して著しい運送料の安価と、幕府、とりわけ過書奉行による特権擁護の諸政策と 尿船・荷寄屋 で、淀船を吸収し、さらに伏見船との併存を果たして来た過書船であったが、近世後期には全体として衰退の傾向を生じ、とくに天明期（一七八一〜一七八八）以後は過書船のみならず伏見新船にも休株・休船が漸増した（表二七）。後述のように化政期以後は個々の過書浜の窮乏も目立ち、船株・名代株を質入れして頼母子などを組み、あるいは貸株などでようやく浜方操業を維持していく例もあらわれるのである。その原因は、一つは摂河沿岸諸村で展開する商業的農業の展開、とりわけ大坂市中向け青物類の売り捌き

表27 三船船株数の推移

年代	淀 船	過 書 船	伏 見 船
文 禄 期		100	
元 禄 19	230		
寛 永 2		162	
元 禄 3	230	877	
正 徳 12		877(50 ?)	200
享 保 4	507		
享 保 7		650(222)	
享 保 初	507	671(206)	200
享 保 7		740(137)	
享 保 11			156(44)
天 明 7	507	420 ^(245 休) _(75 取上)	151(47)
慶 応 2	215(292)	259(618)	

注) 1. ()内は株数。
2. 日野照正『近世淀川船運の研究』より作成。

うちには、荷寄屋と結託する者もあらわれたので、ついに万延元（一八六〇）年過書船番所から各船持に、荷寄屋の扱い荷物の積荷と、荷寄屋およびその身寄りの者への船株譲渡を禁じる達しが回った。過書座はこの中で「船持でない素人や無株のものが荷物を集めて問屋^との商売をしている。（船株持も）規定にあわない荷物をひきうけ、運送している者もある。これらは全く荷寄せ屋と密約して協定運賃をも切り下げているように見え、以ての外である。」と嘆いているのである〔日野前掲書〕。

や、近郊農村の要求する金肥・日用品の販売をめぐって抬頭する「百姓間切尿船」ないしは、過書座に組織された諸組の尿船^{こまね}の運送市場攪乱であり、二つは、「荷寄屋」の出現であった。いずれも在来の過書船にくらべて、地域性は強かったが、安価・迅速であること、市場の要望に応え易いことなどから、急速に各地に展開した。尿船については、次節にまとめて述べるので、ここでは荷寄屋についてのみみておこう。

文久頃（一八六一―一八六三）になると、在方の小船を雇って在々の農民、あるいは在方商人から集荷し、あるいは荷主と直接契約で荷物を運送する「荷寄屋」が出現した。過書船需要の不況の中で過書株持の船の

慶応三（一八六七）年の同様の禁止の触れは、過書・伏見両船の衰退のありさまを述べている。

（前路）過書・伏見下天道船・早三拾石船持共については、従来から淀川筋運送と人乗とを引受け営業して来たが、近來荷寄屋と称し、諸方からの運送荷物をせり集めて川々に居合いの在方の船などを雇い入れて積登り商いする者が増長し、あるいは荷主から直接積船と契約して同様に積登る者がいる。それでさきの過書などの船持は積荷が少くなり、追々と船数も減り、暮らしが成立たなくなつて差し迫り難渋しているという。とくに近頃は淀川筋は往還の公用が繁多で役船の利用が多い時期なので、自然と諸方で差支えがおこる心配がある。荷寄屋と称する営業者は以前からの株立の名目もなく、畢竟荷主と船方と掛け引きの都合にまかせて兼荷取次ぎをしているのだから追々類業の者が増加する筈であるが、そうなるに現在営業しているものに差支えを生ずるので、今後は同類の営業は始めてはならない。（倉屋口訳）

〔大阪市史「第四の下」〕

隨便な表現の中に、役所として取り締り方を徹底できず、またする気もない様子がみとれるのである。

明治元（一八六八）年四月二十五日、過書船支配角倉与一は免じられて、元過書座役人三谷保吉ら三名が淀川筋御船懸り役に任じられ、制度上の過書船は終焉した。そして以後は新造の蒸気船が、淀川船運の主役となるのである。

唐崎・三島江浜 さて、以上のような過書船の一般的経緯が、淀川右岸島上郡（本市域）内においては具体的に成立と諸浜にどうあらわれ、どういう状況を示しているものであろうか。前出の幕末慶応二（一八六六）年における過書船の船株（表三五）のうち、道離衆中船六浜には四五株あつて、うち二四株が稼働しているが、その六浜のうちに唐崎浜・三島江浜がある。

唐崎浜では、この年寺本清兵衛が小船（八〇石・三〇石積）四艘（株）を、三島江浜では奥田六兵衛が同じく

文化 4	文化 13	文政 12	天保 2	弘化 4	慶応 2
6(1) 7(4)	8(5)	8	9		4
4(1)		5	7	18(10)	奥田六兵衛3

小船（八〇石、三〇石積）三艘（株）を所持しており、これらの船株持主の推移は享保九年までさかのぼることができる（表二八）。現実にはこの株主の支配下に相当数の船名代（これもまた割株をできるような株組織をもっていた）があつて、乗り手（水夫）を差配・稼働していた。化政期には唐崎浜在港の尼崎組船名代は七株、中越組船名代は七株であり、天保十五（一八四四）年には割株があつて阿組で一九株となり、ともに過書衆寺本清兵衛が支配していた。ただし、この中には天保期でも七株の囲株が含まれており、操業の実態はなかなかつかみにくい。

こうした、重層する株組織の頂点にたつて、浜の操船と、荷物の集散、商圏の取り締り、駄送の差配、支配河川流域の監視などを行っていたのが過書株主（過書衆）であり、現実には御用米蔵や浜蔵を擁する河川運送における荷問屋であつた。

唐崎浜は唐崎村地先で、芥川河口右岸堤防の西側に奥深く切りこんだ淀川の入江にあり、三島江浜はその南方、三島江村の堤防に沿い、淀川が迂回して南流する右岸に形成された中洲との間の入江にあつた。

唐崎浜の成立は、そこに継承される過書株が尼崎組・中越組という、慶長期にはすでに存立する組に属しているので、近世初期までさかのぼることができると考えられる（表二九）。文献伝承〔「過書要致之事」寺本家文書〕では、慶長年中過書役となり

Ⅵ 近世の高槻

表28 唐崎・三島江浜の船株の系譜

年代	享保 9	延享 元	宝曆 3	安永 5	寛政 9
唐崎浜	寺本清兵衛 杉山平六	6 寺本喜平次	6	6	6(1) 大森甚兵衛
三島江浜	奥田市郎右衛門			3	

注) 1. 数字は持株数、()内は持株——は前代の持株主の継続を示す。
 2. 日野照正『近世淀川過書船の研究』中の表による。

大川筋運送舟役を勤めた者に唐崎のや之林三郎作・善太夫・寺元作右衛門・堤下源治・森勘次・左平蔵の名があがっており、「天正頃より唐崎浜舟数多くこれあり」といわれ、大坂城普請では「日用方川舟上荷」を担当したという。慶長三(一五九八)年には家康を伏見から送迎し、江戸開府後、中越甚八・尼崎又市組下として唐崎・三島江・溝杭舟を支配したというのである。伝承ではあるが安威川水域の支配をとくに念頭においていたものとして注目される。また、唐崎浜には成立当初から所属の異なる二名の過書衆のあったことも推測できる。

唐崎浜で幕末まで長期に過書を営んでいた寺本(河内屋)清兵衛家が、過書株を所持したのは寛文十(一六七〇)年である。これより先、唐崎善右衛門が尼崎組法花藤兵衛株を所持していたが、不法があつて所払い欠所となり過書半株は入札されて高槻(城下)次郎兵衛・四郎右衛門が落札、清兵衛が買い取つたものである。

一方、中越組の築山五郎右衛門株は、貞享期(一六八四〜一六八七)に二分され、半株を杉山勘兵衛が買い受け、あと半株は三島江の奥田市郎右衛門が買い受けた。元禄期以前の史料が少ないので詳細は不明であるが、この時期に三島江浜が成立したことはほぼまちがいないであろう。以後両浜には三名の過書衆が常住し両浜の船運を支配したが、幕末には三島江浜の株は寺本清兵衛に吸収された。

表二九 唐崎・三島江浜の過書株系譜

三島江	唐	崎	浜
	中越組	尼崎組	組
	築山五郎 右衛門(1)	法花藤 兵衛(1/2)	推
	築山五郎 右衛門(1)	善右 衛門(1/2) ↓ 兵衛 寺本清 (1/2)	
	奥田市郎 右衛門(1/2)	貞享 正徳4 杉山勘 (1/2) 杉山 平大(1/2) ↓ 寺本喜 平次(1/2) ↓ 大森甚 兵衛(1/2) ↓ 寺本清 (1/2)	移
	奥田市郎 右衛門(1/2) ↓ 入江武 (1/2)	文化5 兵衛(1/2)	
	奥田市郎 右衛門(1/2)	弘化4 兵衛(1/2)	慶応2年の 記録
	寺本清 (1/2)	過書年寄 西原五 郎兵衛 (1/2)	

注) 1、実線は血縁、破線・矢印は他家への譲渡を示す。
 2、□の年代は株譲渡時期、()は株数。
 3、日野照正『近世淀川過書船の研究』所収。

大塚浦天道船は慶応二年には六株二艘(一〇〇石、四〇石積)、うち一株二艘は枚方泥町の中屋所持であったが残りはずべて大塚村内の者が所持していた。成立時期は不明であるが、天保十二(一八四二)年五月の「天道方大塚浦公事一件願書」〔寺本家〕〔文書〕によれば、「元来大塚浦船は諸大名が京街道を通行する際、枚方宿の臨時公用、城州橋本黄金橋から守口宿上手南拾番村までの臨時公役のための常備船をもって」とあり、天明中期にはすでに、高槻藩領輪道(鳥飼)村より前島村間の働き場を、過書衆中船と分割(主に芥川以東・

Ⅶ 近世の高槻

冠諸村を大塚船が担当しているので、成立は一八世紀前後にまでさかのぼるであろう。高槻藩の役船からは除外されており、多くは伏見・淀上りの上荷船であったと思われる。文政二（一八一九）年の島村屎船三駄積停止願一件、同六・七年の屎船三十六艘組との糖菓運送停止願一件では、いずれも過書衆中船と協同している。

道才新浜は、天明二（一七八二）年の初め、「道才新浜」として成立した。これより先、安永年間、百姓屎手舟などによる青物運送、伏見船による干鯛積み登りなどにいよいよ商勢を圧迫された両浜過書船は、その挽回策としてすでに高槻藩によって免許されていた前島浜の木柴運送独占を奪回しようとして試みた。前島浜の集荷城も芥川以西に広くおよんでいたのである。藩は結局、過書・前島双方の木柴運送と諸荷物勝手引き請けを許可し、集荷城を芥川で東西に仕切ることによって解決したが、一方、前島・唐崎ともに藩蔵米の運送で回船が難渋していたらしく、天明元年の蔵米積み出し仕法（後述）の整備とともに、道才新浜の設置にいたったものと思われる。この新浜（新株）は、過書座において免許されており、高槻藩の介入のあったことは否めないが、過書座支配体系の無力化を露呈するものであった。なお道才浜の集荷圏は前島・梶原・鵜殿



写87 唐崎の浜あと（市内大字唐崎）

表30 安永期の二条城米回米石数

運送年月日	出荷村支配者	石数	宛先
安永2年 3月19日	玉虫佐兵衛代官所	石 21.0	下鳥羽忠次郎
10月29日～11月15日	上林又兵衛代官所	808.5	大坂京橋嶋屋喜右衛門
11月24日～11月29日	玉虫佐兵衛代官所	217.395	下鳥羽忠次郎
12月5日～12月19日	(上林カ)	452.5	伏見京橋
12月13日	仙 洞	172.5	下鳥羽問屋又左衛門
計		1,671.395	
安永3年 11月8日～11月20日	上林又兵衛代官所	415.5	大坂
12月1日～12月11日	玉虫佐兵衛代官所	377.5	伏見
12月23日～12月27日	〃	※304.0	下鳥羽
計		1,151.0	
安永4年 10月21日～11月21日	上林又兵衛代官所	881.0	大坂京橋嶋屋喜右衛門
11月22日～12月9日	仙 洞	141.5	下鳥羽問屋又左衛門
11月27日～12月4日	玉虫佐兵衛代官所	120.0	伏見五兵衛
計		1,142.5	
安永5年 1月27日～1月29日	玉虫佐兵衛代官所	234.0	下鳥羽忠次郎
2月2日～2月20日	〃	112.66	伏見守口屋五兵衛
11月7日～11月21日	上林又兵衛代官所	669.0	大坂京橋嶋屋喜右衛門
12月7日～12月10日	仙 洞	139.5	下鳥羽問屋又左衛門
12月9日～12月15日	玉虫佐兵衛代官所	180.0	下鳥羽忠次郎
計		1,335.16	
安永6年 2月6日～2月15日	玉虫佐兵衛代官所	225.0	

注)1. ※ほかに「内石余米舟賃取、297石」とある。

2. 日野照正『近世淀川運書船の研究』による。

・井尻・萩庄の五カ村といわれ、檜尾川以東におよんでいる点が、この地域の経済的発達の有様を伺わせてくれる。慶応二（一八六六）年にはしかし小船二艘（一株）にすぎなかった。

前島浜については、三十石船の船着場でもあったし、奥山・原・虻山諸村の新炭材発送、とくに京送り木柴の運送を主としたが、それが、当初は過書唐崎浜の出浜で、衆中船を派遣していたものであることがわかるだけで成立の経緯は不詳である。幕末にも道斉船に一六艘の囲株があるほか、道島浜としての別段の株立ては見当たらない。

唐崎・三島 唐崎・三島江両浜は過書座の支配下にあつて、荷問屋の役割をもち、過書浜としての機能
江浜の機能（いいかえれば業務）を果たしていた。それは諸荷物の回送に責任を負っていたのであつて、

単なる船持や漕船業ではなかった。その内容は前述のように公用の役船と、農民や商人の搬出する諸荷物の漕送とに大別される。

まず、公役の中心はなんといっても島上・島下両郡諸村から津出しされる年貢米の輸送である。両郡天領諸村からの年貢米は「二条城米」と称し、伏見經由で二条城御蔵まで回米される。代官所から出米の指令書「先米書替」が出ると、すでに浜蔵まで駄送してある米を、積船が回り次第、冬から春にかけて津出しされる。浜蔵の容積は少ないので、過書問屋は、年貢米の駄送を順次各村に連絡し、浜積を調整した。代官預り所・仙洞御所料米も同様であつた。安永期頃（一七七二〜一七八〇）には二条城米の蔵預け料は石につき二合、蔵入・船積手数料は石に一合五勺であつた。享保以後の過書船の減船傾向はさきに述べたが、唐崎・三島江両浜でも安永ごろは休株が多く、二条城米回米にも配船が不充分で、大坂船番所からの要請にも助け船の積取引諸方

表31 回米村訳け石数一覧表

(寛政4年2月)

種別	石数	差出区分	
先船の分	新米	200.0000	登蔵出
	〃	150.0000	芝生村出
	〃	100.0000	唐崎村出
	〃	308.0000	西面村出
	古米	50.0000	萱蔵出
計	808.0000		
跡船の分	新米	76.0000	大塚町出
	〃	110.3208	大塚村出
	〃	100.0000	辻子村出
	〃	100.0000	鳥養西ノ村出
	古米	60.0000	鳥養下ノ村出
計	628.3208		
合計	1.436.3208		

注) 日野照正『近世淀川過書船の研究』所収。

が、支配代官所と回米あて先のうち、当時の両郡幕領農村の年貢米の動きを見ることが出来る。

〔両浜は所属の村々が高槻藩領であり、また高槻の城下に至近であったことから、高槻の蔵米をも漕送した。藩内の年貢米をやはり両浜で漕送するもので、当初は唐崎浜の尼崎組・中越組両過書に命ぜられ、両過書が隔年交代で運送していたが、天明元(一七八一)年十一月、蔵米高に対し回船が行き届かぬとして訴願、唐崎浜津出し村を二分し、各々隔年に津出しすることになった。一群は氷室・土室・真上・東五百住・西五百住・芝生・番田・鮎川・福井の各村、今一群は塚原・芥川・上田部・西冠・下田部・津之江・唐崎・粟生各村である。このうち、芥川・真上・上田部三カ村は、伏見・京への上り米は前島浜へ、神崎・尼崎・大坂下り

が定まらず困惑を訴えている〔寺本家〕。諸荷物減少で操業を止める船持が増える中で、安価な回米運送は各浜とも歓迎しなかつたのである。安永五(一七七六)年十一月の両浜回米は九艘、二五五石積で城米四八一石八升、衆中四浜のうちの四八パーセントを津出ししているが、この実績からこの年、唐崎浜の定石三一八石、三島江浜は一六三石と定まった。なお表三〇に安永期の回米状況を示した

Ⅴ 近世の高槻

表32 回米駄送者別俵数表
(天保5年2~3月)

俵数	者	送	駄
246	馬	崎	唐
291	馬	川	芥
392	牛	嶋	前
106	牛	人	芥
162	村	足	古
92	村	部	成
146	村	合	安
92	村	満	上
146	村	部	真
96	村	上	野
150	村	田	芝
120	村	生	東
67	村	川	野
57	村	中	中
30	村	路	西
60	村	川	下
48	村	部	辻
161	村	子	高
60	村	楓	東
60	村	百	津
60	村	住	庄
24	村	江	西
30	村	所	下
2.696	計		

注) 日野、前掲書所収。

の米蔵があったことは前章にもふれたが、ここへの回米も、唐崎浜經由大坂から積み登った。ただし、江戸や京都への回米

の米は唐崎浜へ出すこととなった。下り米は、主として江戸回米で、安治川までの船賃は石に八合、一石銀一七匁替え(天明七年)であった。江戸回米はまた高槻城御蔵からも駄送されたようで、天保四年には駄賃米石に一升二合とあり、こうした公用駄荷を扱う馬差が唐崎村にもあった。唐崎浜への駄送状況(天保五年)はたとえば表三二のとおりである。

高槻藩の場合年貢銀納はそれほど展開していなかったようである。「郡秘録」にみる天保段階の状況でも遠隔地の川久保・尺代・大沢・大門寺などはみな銀納であったが、丹波は八歩、五箇庄・上郷阿組は三步の銀納にすぎず、芥川以西の平野中央部や南部低地に主として属する高槻・冠・鳥飼各組の諸村はみな米納であった。唐崎浜が請けた津出しも、まさにこれら米納地域の年貢米にはかならなかったのである。右の津出し村々の中に冠組の名がないのは、あるいは当時は前島浜回しかとも思われるが、寛政四(一七九二)年二月の「御廻米村訳ヶ帳」〔寺本家文書〕によると跡船で冠組の米も回されているのである(表三一)。なお高槻城内に公儀管轄

第三章 街道と淀川

両 浜 協 定 運 賃 表

(正徳4年10月)

唐崎・三島江→淀 商人・百姓		唐崎・三島江→伏見 商人・百姓		そ の 他
輸送単位	運 賃	輸送単位	運 賃	
	丸		丸	丸
				石物（広芝行直通）1.20 ◇（神崎行直通）1.40 ◇（尾崎行直通）1.60 ◇（大廻り）1.60 水上ケ賃（1石） 1.10 蔵敷（1石・1月）1.20
1 駄	1.30	1 駄	1.60	
1 石	1.10	1 石	1.30	
1 駄	1.20	1 駄	1.40	
二人乗	25.00	二人乗	28.00	
		1 固	1.00	

Ⅵ 近世の高槻

表33 唐崎・三島江

品目	(上り)大坂→唐崎・三島江				(下り)唐崎・三島江→大坂商人・百姓	
	輸送単位	運賃	輸送単位	運賃	輸送単位	運賃
干 鯛	1俵	40				
(大小ならし)						
油 粕	1玉	22	1玉	24		
嶋 塩	1俵	50				
米・大豆	1石	1.50				
対馬	1固	80	1俵	90		
材 木	銀百目	12.00	銀百目	14.00		
干 鯛	1俵		1俵	60		
(宇和・さいぎ)						
油取(薩摩・平戸)			1俵	50		
關 東			1俵	40		
煎 粕				40		
(5はい入)						
〃				30		
(4はい入)						
あかし松			10貫目	50		
油 おり			10貫目	50		
諸色 駄物			1駄	1.70	1駄(含青物)	10
諸色 石物					1石	90
綿 実					1駄	1.10
実 綿					1本	50
繰 綿					1駄	1.40
古 手					1駄	1.40
竹 皮					1駄	1.60
筵					百枚	1.00
たばこ(小)						30
〃(中)						40
〃(大)						50
酒 樽					1駄	90
酒 粕					1駄	1.10
油					1駄	1.10
小船借切						13.00
加々々 綿						

表34 唐崎・三島江両過書協定運賃表

(宝暦13年正月)

品目	大坂→唐崎・三島江	唐崎・三島江→大坂	唐崎・三島江→三島江	唐崎・三島江→伏見	唐崎・三島江→神崎	唐崎・三島江→尼崎
	石	石	石	石	石	石
石物	1.10 <small>石</small>	1石 .80 <small>石</small>	1石 1.00 <small>石</small>	1石 1.10 <small>石</small>	1石 1.05 <small>石</small>	1石 1.20 <small>石</small>
駄物	1.25 <small>石</small>	1駄 .90 <small>石</small>	1駄 1.10 <small>石</small>	1駄 1.20 <small>石</small>		
材木	10.00 <small>100支</small>			1駄 1.20 <small>石</small>		
干鰯肥類	干鰯屋中と立合定之通					
杉粉		1俵 10文				
青物類		1駄 40文				

注) 日野, 前掲書による。

表35 唐崎・三島江両過書協定運賃表(天明8年6月)

品目	唐崎・三島江→三島江	唐崎・三島江→伏見
	1駄	1駄
諸色駄物	1.40 <small>石</small>	1.40 <small>石</small>
かは荷物 さし	1本 1.40	1本 1.40
かわら	1駄 1.50	1駄 1.50
油 粕	1.20	1.60
其他駄物	1.40	1.40

注) 日野, 前掲書による。

も、安威川などから小船過書で積み登り、唐崎浜で過書方傘下の荷馬・人足に積みかえて城下まで駄送することとした。低落する安威川沿岸の過書船利用に対する一つの挽回策でもあろう。

なお、年貢銀納分の在払い米も、買付け商人によって過書唐崎清兵衛に託され、灘五郷や伊丹の酒造配米として送られた。高槻の酒米生産については次章を参照されたい。

このほか、公役の中には、一般に、寛永十四(一六三七)年島原一揆などの軍事公役、所司代や大坂城代あるいは諸国巡見使などの巡見輸送、流人・囚人の輸送といった人的なもの、あるいは

や売り払いのため積み出される場合は、前島浜から出されたという。

これとは別に、安永四(一七七五)年以来、鳥飼郷四カ村の納米を荷馬・人足で行うことをやめ、「御藏渡り」「御家中渡り」と

Ⅶ 近世の高槻

表36 唐崎浜運賃表

(弘化4年6月20日)

品目	大坂→唐崎	唐崎→大坂	唐崎→尾崎	唐崎→神崎
米	1石1.00+0.30	1石0.45+0.45	1石0.60+0.60	1石0.60+0.39
炭・塩・醤油・酒	1駄0.90+0.30			
寒天草	1駄1.00+0.30	0.45+0.45		
綿		3本 0.525+0.525		1駄0.90+0.60
菜		1石0.40+0.40		
干藻		1本0.15+0.15		
杉粉		1俵 9.5文+9.5文		
他駄物			1駄0.60+0.60	

注)1. 単位は匁。「+0.3」などとあるのは藏敷料。

2. 日野、前掲書による。

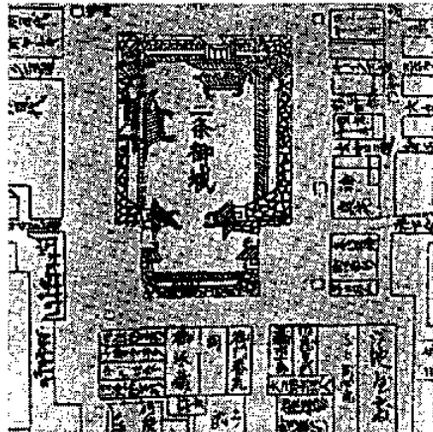
朝鮮人來聘使の舟役や、天明八年暮島築出御普請御用船、天明四(一七八四)年の大飢饉の際の京都向け救い米搬送などもあったが前者は無賃で、これらはいずれも臨時的な課役であった。

過書浜のもう一方の機能は「商人荷物」、いわゆる商品物資の漕送である。唐崎・三島江両浜は「富田の外港」〔天坊幸彦〕といわれるように後背の富田・茨木の町々、および安威川・玉川流域の村々と、大坂・伏見・淀を結ぶ、農民的商品の集散地であった。

江戸初期については不明であるが、正徳四年の商人・百姓が各々荷主になった場合の両浜運賃の定め書〔寺本家文書〕をみると、この地域における農民的商品流通の状況がきわめてよくわかる(表三三参照)。まず大坂から両浜に登る商品は商人荷物としては金肥(干鰯・油粕)、嶋塩・木材・穀物および対馬砥などであり、百姓荷物としては材木のほか、九州・西国産、関東回りの干鰯・いりこの類が大部分である。またこれと同経路の下り荷物は、商人

・百姓とも、綿実・実綿・練綿・たばこ・薤^{びよ}・油・竹皮といった農産物、とりわけ綿作物と、町場の古手、富田周辺の酒、それに諸色の駄物などで、明らかに、大坂市場を中心とする蔵物を含む全国的な流通商品と、島上・下両郡の特産物商品との交流を見ることが出来る。この段階で、唐崎浜は大坂市場圏の末端を構成する近郊農村への流通網の一翼に完全に属していたといえる。「服部煙草」の生産もこの頃はまだ衰えていなかった。これに比べて淀・伏見向けの特定荷物は酒・加々綿のみで、あとは荷主に応じた雑多な諸色の運送にすぎなかった。

宝暦―天明期（一七五一―一七八八）に入ると、やや事情が変わる。金肥の干鰯の需要は伸びるのだが大坂干鰯問屋仲間との一括契約となったのは伏見船との関係であろう。安永五年には大坂鞆の干鰯問屋との条件が折り合わず、一部の問屋は伏見船で登らせて前島浜に陸揚げする事態を生んでいる。両船の競合は、大坂市中の專業問屋の優位を保障するものだったのである。下り船には綿作物に代わって、川久保村在などの水車挽きの杉粉があらわれる。この村では大坂へ下るす線香の原料としての杉粉生産が展開しており、文化十四（一八一七）年には「摂河泉水車線香稼人株」に加入している〔近世白〕^{〔二〇八〕}。青物類は尿船との関係では早くも元禄期末からみられるが、この頃でもなお下り荷物の上にかんりの比重をもっていた。また淀・伏見上りに「瓦」



写88 二条御蔵（『京図鑑綱目』より）

の荷駄があることが注目される。芥川天神前吉兵衛の例をひくまでもなく、山麓部での瓦生産がこの地域での特産物の一つになっていた。

そして、幕末になると、これに上りの天草（原料）、下りの寒天（製品）が加わり、再び下りの綿が出現する。そして、茨木・富田・高槻・芥川などの町場の展開を反映してか、米・塩ばかりか「炭・醤油・酒」すらが、大坂から「上る」ものになっているのである。同時に約定項目の単純化は過書浜の集荷権の弱体化と、労役業務の単純化・合理化を反映しているとみてよいであろう。この意味でも宝暦―天明期以後の過書浜の機能低下は、まぎれもない事実だったのである。

幕末の阿 唐崎・三島江浜の過書船も、他浜同様、江戸後期には商人・百姓荷物の減少と公用としての浜の状況 蔵米回送の負担にあえぐ運命をたどったのである。元禄期以後延々と続く、利権侵犯にかかると多数の訴訟・訴訟・調停はこのことを物語っている。なかでも、阿浜の中心的商圏である芥川以西安威川・神崎川沿岸流域での、伏見船・屎船の問題、先述の前島浜の木柴積み登りの一件、加えて、支配下の牛馬駄送のルートさえ、富田・郡山・太田近辺の駄荷（あるいは街道馬借運送の不況による余業の展開か）に混乱させられる有様であった（寛政期）。

天明八（一七八八）年一月、京都の大火で過書座役所が炎上したが、その復旧普請料で四浜に銀三貫の借り入れが求められた。四浜では前四カ年の加子（木夫）米が未払いであるとし、差し引きを要請したが認められず、未払い分合わせて三貫二五〇匁の借用を強要される一幕もあった。すでに先年、延享元（一七四四）年には過書清兵衛は過書株一切を入質して鮎川村から借銀をする事態に追いこまれており、宝暦三（一七五三）年、

十二年にも同様の質入れを繰り返している。これは、ひとり清兵衛だけの状況ではなく、天明六（一七八六）年にはこの苦境に対応して、唐崎・三島江両浜は互いに協力して、経費勘定も含む共同経営をすすめていくことを約定しているのである。

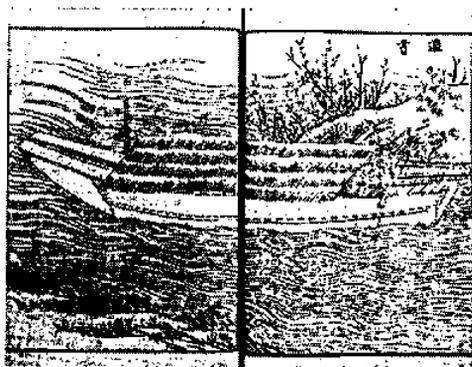
こうした唐崎浜の困窮は、文化・文政期、天保期とさらにくりかえされる清兵衛過書株の質入れにも象徴されているが、最後に弘化四年の「唐崎浜過書手続取調書」〔三島江過書一件取調書〕から、当時の両浜の状況をみておこう。

（前略）

一、過書一株にて船一八艘の株であるが、唐崎ではそれほど荷物が無いので現在八艘働いている。あと一〇艘は休株になっている。しかしこれも大坂・伏見等で働かせれば働かせられるが、少しの利益をとって、もし故障が生じると過書衆に掛かるので、却って損失となるので休株にしてある。

一、右の休船一〇艘の分も大坂・伏見で働かせれば、一艘につき益と暮に金貳歩ずつ株代として過書に差し出している。（過書の取り分は）それだけである。唐崎浜は、淀川から入り込んでいるので淀川通船の端積みなどはできず、大坂・伏見で働かせてもなおさら益銀（利益）はない。

一、右の八艘働いている分の一年間の諸勘定（中略）
正月より七月節季まで



写89 過書船の図（『和装船用集』より）

VI 近世の高槻

平均一艘につき往復二十二度
七月節季後より十二月節季まで

同じく 二十六度

右平均 一艘につき一ヶ月に四度

一ヶ年に四十八度

十八艘につき 一ヶ年往復三百八十四度

この船賃

十五貫八十七匁三分六厘(銀)

一艘一度につき平均三十九匁二分九厘

この浜銭

十二貫三百二十六匁四分

一艘につき平均三十二匁一分

一、別紙の木村・角倉への運上・上米銀は、働いた船の持主・船頭より差し出す。もちろん、船賃諸勘定(決済)のときに引き取る。

一、三島江浜については、通書が半株を所持していて船は九艘あるが、現在七艘働いている。しかし三島江浜にて荷物を積み上げるのは四艘で、大坂・伏見で働いているのが三艘ある。三艘分は一艘につき益蔭金二分ずつの割で株代金を通書(兼中)へ差し出している。もっとも大坂・伏見で荷物を積み入れると、地元の役所へ通書の責任で船持より浜銭を差し出している。三島江の場合は、賃株をしているし、川端なので、その船が三島江へ差しつかれば、荷物の端積みもできる。勝手がよいので賃株をしている。

一、三島江浜の場合も、運上・上米銀はやはり船持より納めている。両浜とも船持株というものはないが、船持のものは

大體身薄い（資産の少い）ものなので、中には船を年賦で買わせている者もいる。この場合は過書が保証するか、銀子を過書が貸し付けて年賦に返させることもあるようだ。（会意口訳）

すでに船株は過書株に吸収されていて、株組織の実体を欠いていたのかもしれない。

第四節 尿船と沿岸の村むら

都市の屎尿 江戸時代でも大都市の住民が毎日排泄する屎尿しにょうの処理をどのようにするかは、衛生上の問題と近郊農村として行政担当者である町奉行所の重要な課題であった。一方、消費地としての大都市の

周辺では需要の多い野菜生産をはじめとする商業的農業が発展し、それとともに多量の肥料を必要としていた。江戸時代に入ると干鰯・油粕などの購入肥料（金肥）がかなり一般化してきたが、それでもなお肥料としては人糞尿が主流を占め、農家では自家製屎尿ではどうしても不足していた。この農村における肥料不足と大都市の屎尿処理とが結びついて大都市の屎尿が尿船こまねぶねや小便船によって近郊農村へ運ばれたのである。江戸時代中期以降、干鰯肥料が高値になってくると屎尿の商品的価値はますますたかまわっていった。

文政八（一八二六）年、長崎オランダ商館の医師シーボルトが江戸参府の帰途、六月に大坂から淀川を下って尼崎にむかう途中、尿船を見て、「大阪市よりは屢々特別に作りたる肥料船来る。此肥料は全日本に價用するものにして、人は之を夏を越して蓄へ、種々の庭木又穀物にさえ灌ぐを常とす。其為六月・七月・八月は屢々至る所の地方、殊に大都市の周囲の地方は汚く染ヌグされて、我等が明媚なる景色を楽しむに甚しき防

碍となるなり」〔兵秀三「シーボルト江戸参府紀行」とのべている。シーボルトが見た屎船は、おそらく安治川沿いの川口新田の村むらに下屎（しんじょう）を運んでいた船で、外国人である彼の眼には異様に映ったであろう。このような大坂市中から近郊農村にむかう屎船風景は、淀川をさかのぼって遠く高槻地方まで見られた風景である。高槻地方は大都市大坂（人口三〇万〜四〇万人）と京都（人口四〇万人）には生まれ、そこにはこの二大都市から淀川水運を利用してさかんに屎尿が運搬されてきたのである。

大坂市中 大坂三郷（ほほ現大坂市東・西・南・北各區）の下屎は、もともと摂津の村むらの農民が菜・大の下 屎 根などの現物を代わりとして三郷の町人（じょうじん）と直相対（じきたい）で汲取りをしていたが、たまつて困ること

も多いため、明暦・万治期（一六五五〜六〇年）ごろより下屎汲取りを専業とする町方下屎仲間（急掃除人）が生まれ、町方の急場の用に応じるようになった〔以下、本節についてはことわらないかぎり、『大阪市史』・小林茂「近世・農村経済史の研究」・「吹田市史」第二巻・「神安水利史」本文編など参照〕。

元禄なかば（一六九〇年代）には町方下屎仲間は一二六人ばかりとなったが、彼らは河内の村むらと結んで下屎処理にあたらうとしたため、摂津の村むらと訴訟に及んだ。おそらく町方下屎仲間が摂津の村むらよりも高値で河内の村むらと取り引きをしようとしたのであろう。そのため摂津の村むらではむしろ河内の村むらと連合して町方下屎仲間に対処しようとしたが、町方でもとの一二六人のうち一人が絶家したとはいうものの、宝永七（一七二〇）年ごろまで



写90 シーボルト画像
（「画報日本近代の歴史」より）

に一三〇人も増加して二四五人となり、町方下屎仲間による下屎汲取りの独占態勢を形成して在方に対抗し、しだいに下屎値段をせり上げて農民を圧迫した。そこで正徳三（一七一三）年摂津の村むらが訴えを出し、大坂町奉行所も農民の主張を認めて過去二〇年ばかりの間に増加した一三〇人の新仲間人を廃止し、享保元（一七一六）年には農民手船の下屎積み取りも解禁された。このとき認可された屎船は高槻地域の犬塚村・唐崎村・柱本村を含む四郡一四〇カ村の一六艘であった〔神安水利史本文編二三八ページ〕。それでも下屎をより安く入手しようとする在方と、より高く売ろうとする町方下屎仲間の利害はあい対立し、その後も元文五（一七四〇）年・寛保二（一七四二）年・同三（一七四三）年と両者の抗争が続き、延享二（一七四五）年にいたって町奉行所は下屎直請けに鑑札制度を設け、摂・河村むら農民ならびに町方下屎仲間のものに限って鑑札を与えた。しかしこれでも充分な取締りはできず、宝暦十二（一七六二）年には下屎腰札の改め替えをして鑑札制度を強化している。こうした紛争の過程で摂・河三一四カ村および河内新田方支配（七カ村と考えられる）という大規模な組織（＝在方下屎仲間）ができあがった。

在方下 ともと町方下屎仲間は都市衛生上の職務を遂行するものとして組織され、町奉行所もこの屎仲間 仲間に一任して衛生行政にあたらせたのであるが、この仲間が下屎肥料を商品化して独占的に農民に高く売却しようとしたため、個々ばらばらであった農民側が対抗上結び合って組織したのが在方下屎仲間である。摂津は高槻付近から神崎川筋・中津川筋一帯を含み、猪名川下流域から尼崎付近一帯、西は武庫川下流の鳴尾あたりまで、河内は淀川筋の村むらから北河内・中河内を含み、生駒山麓を限り、寝屋川筋一帯におよぶ大組織で、いずれも大坂三郷と大小河川によって結ばれていた〔小林茂前掲書一五ページ〕。高槻地方では奈

佐原・塚原・土室・水室・真上・郡家・芥川・五百住・上田部・下田部・冠・芝生・唐崎・三島江・柱本などの村むらがこの仲間に加わっていたようである〔小林茂前掲書「一〇四ページ」の図〕。

いったん仲間が結成されると、おりからの金肥値段の高騰に悩む農民たちは都市下尿の汲取管理権を町方下屎仲間から奪って汲取りの農民管理を一手に握ろうという動きをはじめた。まず明和四（一七六七）年下方下屎仲間のうち摂・河一九三カ村および新田方のものが、「仲買人（＝町方下屎仲間）が下屎値段をせりあげて高利を取っていること、下尿に水をませて効力をうすめていること」などをあげて仲買人の全廃を歎願した。これをきっかけとして町奉行所ではいろいろ調停に当たり、同六（一七六九）年につきのような妥協的な断を下した。すなわち、町方下屎仲間を急掃除人と改称して存続させるが直請けはやめさせること、翌年度の下屎請負いはその年の十一月末を限り摂・河三二四カ村の農民が町まちにきて直取引で契約すること、十二月になってもなお未契約のところがあれば急掃除人が請け負ってもよいこと、下屎値段は従来どおり相対できめること、とよいのであった。これによって町方



写91 旧中津川（現在の新淀川・大阪市大淀区）

下屎仲間の機能は都市衛生夫としての「急掃除」に限定され、生産農民が汲取管理の主導権を握るにいたった。しかし、村高に応じ町まち相応に汲取場所を割り当ててはみたもののそれが守られなかったり、町によつては屎がたまつて困る家があつて、禁じられたはずの下屎口入や、仲間以外の村むらに請け負わせるとか、急掃除人がやみルートを形成して在方下屎仲間の特権を侵害するなどの混乱が続いた。

しかし、凶作と肥料高騰を原因とする天明八（一七八八）年の扱・河二二郡八三六カ村連合の大因訴闘争は奉行所をあわてさせ、この下屎問題も急転直下解決のはこびとなった。すなわち、寛政二（一七九〇）年に奉行所は急掃除人を全廃させて農民の直請けを全面的に承認し、やがて急掃除人の持っていた一〇四艘の屎船を在方に買い取らせたのである。そのころ三島江村（一艘）や唐崎村（二艘）、東五百住村（一艘）、東天川・前島両村（一艘）などが持っていた屎船は、同四（一七九二）年に急掃除人不用の屎船を買い取つたものである〔近世口〕。本来百姓屎船は長さ五間（九メートル余）ときめられていたが、急掃除人の使っていた船は少し大型だったようである。右の五カ村が買い取つた船も五年後には古くなつてしまつたが、新造すれば定法の五間船にしなければならず、それまでの一艘分の荷が二艘で



写92 下鴉積旧村（茨木市下鴉積二丁目）

なくては運べなくなると歎いている〔同〕。

こうして農民の下屎一手直請けが完全なものとなり、毎日屎船二艘を市内河岸につないで急場の用にも応じ、諸村からの年番惣代が大坂に出て下屎代銀のとりきめをはじめ町奉行所や町方との交渉にあたった。たとえば、寛政十一（一七九九）年は唐崎村、翌十二（一八〇〇）年は三島江村、享和元（一八〇一）年は野田組、同二年はまた唐崎村、翌三年は津之江組というように年番が決められていた〔同上〕。このように寛政の改革で名実ともに農民の大坂下屎管理権が確立すると、問題は町人と農民との下屎代銀をめぐる紛議が中心となり、下屎が停滞しては困るといふ町方の弱い立場を利用して契約を引きのばすなどし、下屎値段をしいに引き下げていった。下屎代銀をめぐる紛争が多いため、奉行所は寛政十一（一七九九）年、理由なく値下げをしないこと、村むらと町方との直取引に下屎仲間の年番惣代が干渉しないことを命じ、文政四（一八二二）年には年番惣代制そのものを廃止した。天保十三（一八四二）年には天保改革のいわゆる株仲間解散令の一環として下屎請負いも「三百十四ヶ村二限候儀も差止、村々町々相對次第、正路ニ可致直請候」ということになったが、嘉永四（一八五二）年株仲間が再興されるととの撰・河三一四カ村の下屎請負いも復活した。

寛政二（一七九〇）年の改革では汲取りの町割りができ、それが文政九（一八二六）年に再確認されているので請入れ箇所はほぼ固定していたようである。町割りした在方村むらでは、村内農民に下屎権を分けていたが、すべての農民がそれを持っていたわけではなく、下屎権はやはり富農層に集中し、買屎を一般零細農民が高値で求めなければならぬ場合も多かったと思われる。町方でも家主が借家の下屎代銀を受け取る筋はないのに一括して受け取り、借家人には餅のようなものを配っただけでお茶を濁し、借家人は自分のした糞も自

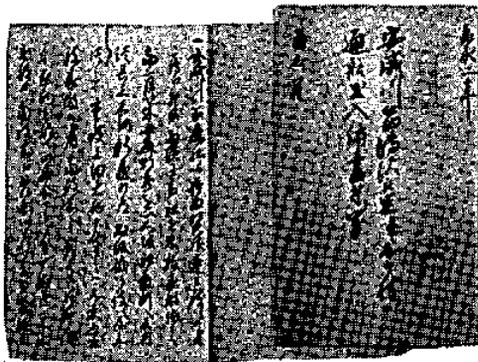
由にならないなど、立場の弱いものは下屎問題でもいつも損をした。また農民の下屎権は売買されることもあり、嘉永五（一八五二）年には島下郡下穂積村（現茨木市）浅石衛門所持の上本町札ノ辻泉屋長兵衛方の汲取権を西面村百姓三人が譲りうけている例がある〔茨木市史〕。在方下屎仲間に加わっていなかった村むらでも下屎が不要であったわけではなく、運ばれた下屎を買っていた

〔礦村家文書〕。

大坂の江戸時代には都市でも農村でも糞と小便とは分離し小便買っており、糞は基肥に、小便は追肥に使うなど区別し

ていた。大坂三郷の小便は扱・河一二七カ村の農民が町家と相対で汲み取り、菜・大根の類と交換し、残余は小便仲買と称する四

五人がいて遠近所々に売り渡していた。これが安永元（一七七二）年に真加銀を上納して株仲間となり、その後仲間の人員はしだいに増加し、七〇人余となって作用買次仲買と称した。しかし仲間以外にも町家小便を直請けして売り渡したり耕作に用いるものがあり、しだいに小便も高値をよんだ。そこで天明二（一七八二）年先の一二七カ村の農民が三郷小便の一手引請けを出願し、翌年奉行所はその一二七カ村農民と、町家住人のうち田畑を所有するかあるいは下作している者二〇三人とに限って小便汲取りの権利を認めた。これによって一手引請仲間に加する在方が多くなり、一八〇カ村余にまでなったが、売買値段のせり上げがやまな



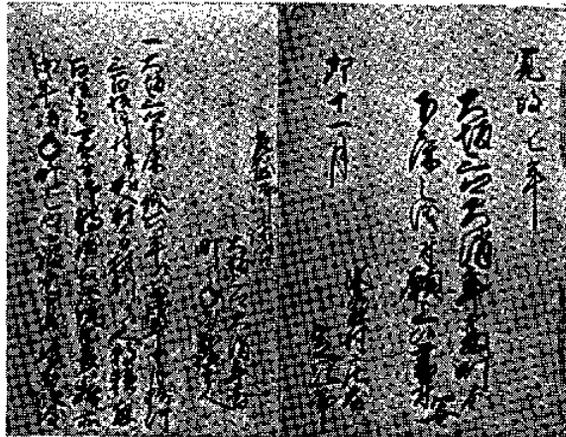
写93 安威川筋嶋・沢良宜並九ヶ村通船出入諸書付写（府立図書館所蔵）

いたため、奉行所は天明七（一七八七）年に作用買次仲買株とともに一手引請仲間をも廃止した。その後も小便値段を高値にしたり、混ぜ物を入れたり、また汲取り箇所之争奪がおこったり、不正仲買人が出たりで、いろいろと問題をおこしたが、天保四（一八三三）年には近在の直請一六三カ村、その余分を買取る遠在一九〇カ村の組織が新たにでき、それは明治初年には四〇〇カ村にまで拡大した。この村むらは必ずしも在方下屎仲間加入の村むらと一致しないといわれているが、高槻地方の村むらでもこの小便仲間加入した村があったであろう。

過書船と屎 屎尿を運搬する屎船や小便船は単に屎尿を運搬するだけでなく、農産物・農間稼品の運搬を船の争い やり、河川航行の特権川船の権利を侵害することがおこった。早くも元禄十四（一七〇二）年安威川筋に特権を持つ三島江・唐崎・鳥飼の三カ村の過書方から「屎舟ニ商人荷物銀ニ積出入候付、私共浜江荷物出不申迷惑至極ニ奉存候」〔安威川筋船・沢良宜并ニ九ヶ村運船出入詰書付写〕（大阪府立図）とする訴えが大坂町奉行所に出されている。これに対して奉行所は「安威川筋者荷物積候舟々上下共停止ニ申付置候処不届」として「以後船入候段堅無用ニ可仕」と命じ、過書船の特権を擁護した。このような事態がおこるのにはつぎのような背景が考えられる。すなわち、近世初期には下屎の代償として往路の屎船に大根・菜・瓜などの青物類を積んでいたが、青物類が商品としての価値を増してくると代償以上の量を屎船に積みこむようになってきたこと、屎船は大都市の大小便を農村へ運ぶわけであるから往路はほとんど空船であるため運賃が割安であること、屎船は長さ五間ばかりの小船で大小便汲取りという性格上細い水路にもどんどん入っていたるところに着岸できるという簡便さを持っていること、などである。したがって青物運搬からしだいに糞・藁・藁

・葉種・棉わた・木綿などの農間稼品にまで拡大してどんどん運んだのである。

享保七（一七二二）年にも島下郡の安威川筋七カ村（現茨木市）が「御城米并年貢米又者麦・米・木綿」などを村持ちの屎船で運んでいるとして三島江・唐崎両村の過書方が訴え、この時も町奉行は屎船に対し「御城米積候義は格別」だが「商売之荷物等堅積申間敷候」と裁定した。元文五（一七四〇）年には河内の土居村（現守口市）の庄屋・年寄四人が村の屎船に材木を積んだとして過料一〇貫文をとられたこともあった〔大阪市史「第五」三七六ページ〕。しかしその後も屎船による商品荷物の運搬はひそかに行われ、明和九（一七七二）年にも西面村を含め安威川筋九カ村の各代表が「村方直請下屎一色之外上下共荷物ケ間敷物ハ聊之品ニ而も堅積申間敷候」という請状を枚方船役所に提出している。もっともそのとき「青物之義（義）は此節大坂町御奉行様へ御掛合御座候ニ付別段之義」とことわっている。これより先、寛保元（一七四二）年摂津一四カ村農民の歎願によって青物のうち「菜・大根・瓜・瓜子等之類、手船又ハ屎船ニ積、天満市場迄直着致し候義ハ勝手次第第二候」〔大阪市史「第五」三八一ページ〕と四品の運搬は認められていたのである。西面村ほか八カ村は安永五（一七七六）年にも「青物積方之儀ハ大坂町御



写94 大坂三郷下屎一件願書写（吉田（直）家文書）

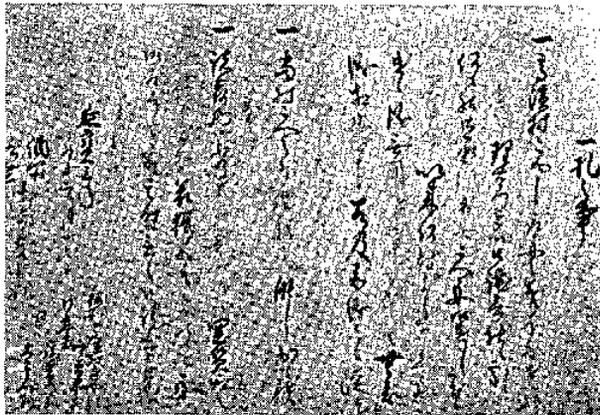
奉行様へ御掛合中故追々被仰渡旨ニ而、此度瓜・茄子・菜・大根右四品之外青物一切運送仕間敷候」と再度枚方船役所に誓約している。

しかし屎船の賃積みの違法は続き、荷物運搬の権利を持つ過書方から何度か掛け合って「詫一札」などをとつたが効果なく、嘉永二（一八四九）年になると富田・茨木をはじめ安威川筋の荷物が村方手舟・屎舟などで味舌村や別府村（現摂津市）へ運ばれ、三島江浜・唐崎浜へ荷物がまわらず過書船としてもはや相續できず、御用もつとめがたいと三島江・唐崎両村過書方が過書船役所へ愁訴した。このことはすぐ過書座役人から大坂町奉行所へ訴えられ、西面村ほか八カ村はこれまでの心得違いを認め「瓜・茄子・菜・大根井自分田地ニ用イ候肥シ類之外決而運送不仕」、「年貢米ヲ始メ穀物之類、菜種・綿・木綿等都而売捌荷物小廻し上下賃積不仕、前々之通最寄過書浜江牛馬歩荷持出し、過書舟江荷積仕堅御舟法相守可申候」と請状を過書船役所へ提出している。下屎汲取りについて生産農民に有利に裁定してきた町奉行所も、このように屎船による商品荷物運搬についてはみずからの特権を認めていた過書船の立場に立って屎船による商品荷物の運搬をくりかえし禁じたが、その発展を押さえることはできず、青物四品については認めざるをえなかったし、四品限定が守られなくてもさほどきびしく取り締まったわけでもなかった。こうして屎船は在方の商品経済の発展にもなって農民的商品流通のうえに重要な役割を演じたのである。

小便を運んだ小便船も小便以外の品を積んで問題をおこした。小便船に着物類を積んで町家に売りに行くものがあるとして禁じられた例がある

〔関西大学法創史学会・関西大学経済学会経済史研究〕
 室共編『大阪周辺の村落史料』第二輯（二二ページ）。

京都市中の 大坂以上の人口を擁し、しかも江戸時代中期以降、人の集まるが多かった京都でも、毎日排泄される尿尿は莫大な量にのぼった。それらの尿尿は近郊農村に供給され、尿尿御問屋もできていた〔京都の歴史5〕。京都方面の尿尿を求めた早い例では寛永六（一六二九）年に西成郡江口村（現大阪市）のものが「伏見尿」三桶を五〇〇文で購入して舟賃一斗六升を払ったのがある〔小林茂「近世農村経済」史の研究、九一ページ〕。おそらく近世初期の淀川兩岸の摂・河農村では大坂・京都の両方から尿尿を運んだであろうが、大坂に近い摂・河三一四カ村の在方下尿仲間ができたころには、京都に近い摂・河三七カ村（島上郡二三カ村、交野郡一四カ村）は京都の下尿を使用するということに分かれたと思われる。島上郡二三カ村のうち高槻市城の村むらは、神内・上牧・成合・別所・古管部・安満・上田部・下・萩庄・梶原・井尻・鶴殿・前島・東天川・西天川・野田・野中・大塚などである〔神安水利史「本文」編二四〇ページ〕。このうち大塚村は大坂下尿三拾六艘株にも属していたし〔吹田市史「第三」卷二四五ページ〕、東天川村と前島村で大坂下尿買取船一艘を持っていたように〔近世口〕、京都側と大坂側とははっきりと分かれたわけではなかったようである。京都からの下尿供給



写95 尿船運行につき高浜村一札（関西大学所蔵西田家文書）

経路には直請けと上鳥羽村屎問屋からの買屎との二つがあった〔神安水利史本文〕。直請けの場合京都市街地の東部のものは高瀬船、西部のものは車積みされて伏見へ運ばれ、それより村むらの農民手船に積み替えて運んでいた〔小林茂前編書、九四ページ〕。

京都の下屎汲取りについても、地元の農民と他所の農民との対立があった。寛文六（一六六六）年ごろ島上郡高浜村現島本町には六艘の持舟があり、京都の下屎をとって高瀬舟で伏見へ下り、そこで持舟に積み替えて村へ運んでいたが、その年二艘が淀の納所村で差し留められ訴訟となるという事件があった〔島本町史本文〕。

結局延宝三（一六七五）年に淀の水垂村理右衛門が仲介となって高浜村から詫一札を入れ、京都への屎舟運行

を条件つきで認めてもらっている〔同上〕。その条件というのは、（一）納所村・水垂村からストップがかかったら

いつでもとりやめる、（二）下屎を高浜村以外へは運ばない、（三）運賃を取るような荷物や人を積まない、もし違

反があれば船を取り上げられても文句はいわない、というものであった〔関西大学新蔵西田家文書「島本町史」。こ

れらの条件がつけられたことからみると、大坂の場合と同様に運ばれた下屎を他村へ販売したり、空船を

利用して低運賃で農間稼品や人を運送していたであろうことがうかがえる。おそらくここでも過書船との競

合があったのであろう。この高浜村に近く、同じ三七カ村仲間に関した高槻市城の村むらも同様な立場にあ

り、京郊農村や過書船の圧力をうけながら京都の下屎を運んだと思われる。また享保八（一七二三）年には京

まわり近在一五二カ村から京都の屎商売人が年々増加し、他国へ屎尿を移出するので京郊農村は屎・小便と

も払底し、難儀迷惑しているとの訴えが町奉行所に出された。そこで奉行所では京都の小便の他国移出を禁

止し、屎屋は二軒、買子は八〇人に制限した〔史料京都の歴史、四五〇ページ〕。そのためか翌年には山崎・高槻を中心とした

島上郡二一カ村百姓が、京郊農村の下屎独占に対して争論をおこしている〔吉田家文書―小林茂前掲書〕。その後京まわり農村では汲取り責任区域を設定するなどして京都の屎尿の安定供給をはかったが、屎尿仲買などによる京都屎尿の扱・河両国への流出はその後も続き、寛保一（一七四三）年・天明八（一七八八）年にも屎尿争論がおこっている〔『京都の歴史』6〕。ことに天明八年一月末に京都では江戸時代最大の大火がおこって市中の八〇パーセント以上が焼亡したので、京郊農村の屎尿不足は深刻で、京郊農村は屎尿の他国流出禁止を強く求めた。しかし京都町奉行は扱・河農村の農業生産も無視できず、結局扱・河両国三七カ村への屎尿移出を承認せざるをえなかった〔同上〕。

三七カ村のひとつである島上郡高浜村の天保十四年の『差出明細帳』には、「当村田方ニハ過半京都下糞、其外干粕并油粕馬糞其外草灰等相用申候、畑方も過半京都下糞馬糞等相用申候」〔『島本町史』史料編〕とあって、江戸時代後期も高浜村では下屎肥料の半分以上を依然として京都の下屎に頼っていたことがわかる。三七カ村のうち一八カ村をしめる高槻市城の京都に近い村むらでも、同様の状況であったと思われる。

第五節 三十石船とくらわんか船

三十石船

一般に淀川三十石船といわれているのは、「早登り三十石」「人乗三十石」などといわれる三〇石積の吃水の浅い苦船で、旅客運送を主とした。淀川三十石船は、伏見から大坂八軒家までを一日二回往復し、上りは昼船一日、夜船一晚、下りはその半分で航行した。上りは水勢の強い箇所を

Ⅵ 近世の高槻

表37 淀川三十石船賃の推移

年代	上り		下り	
	発地	船賃	発地	船賃
寛永3	大坂	17(伏見・鳥羽), 15(淀)	鳥羽・伏見	10(大坂・尼崎), 4(枚方)
	枚方	7(〃), 5(〃)	淀	9(〃), 3(〃)
享保9	大坂	52(〃), 46(〃)	枚方	6(〃)
安永期	大坂	172(伏見)	鳥羽・伏見	24(〃)
天保期	大坂	180(〃)	伏見	72(大坂)
慶応期	大坂	448(〃)	伏見	84(〃) [中途100文]
			伏見	216(〃)

- 注) 1. ()内は着地。
 2. 日野照正『近世淀川の舟運』による。

沿岸に綱引道をつけて曳行したので、二倍の時間がかかった。曳行は九カ所で、主に淀川の右岸であった。上りの水夫の曳行は激しい労働であったばかりか、夏は蚊などの虫、冬は雪霜に責められ、夜船はこのほかの労苦であったという。

船は全長一五間(約二七メートル)、巾二間余(約三・六メートル)。

水夫(加子)は四人で、定員二十八人である。狭い船中は窮屈で、夜船でも手足を伸ばしてはねられず、便所もなかった^{〔北尾錦之助「淀川」〕}。しかし「仕切」といって、数人分の運賃を払えば、一人で数人分の座席を占めることもできたという^{〔大阪市「史巻二」〕}。

三十石船乗合の運賃は表三七のとおりである。享保期以前は、過書船支配下の人乗船賃を過書仲間の関係史料から抜き出したもので、淀川三十石船賃としてそのまま実施されたか否かは疑わしいが、初期の寛永期以外は上り運賃が下りの約二・一〜二・四倍であること、上り運賃でみれば、寛永三(一六二六)年を基準として享保期には三倍、安永期では一〇倍、慶応期には実に二六倍の高騰を示していること、上り船の騰貴率にくらべて、下り船の騰貴はやや緩慢であることがわかる。この最後の点は上りに要する労賃その他

の上昇に影響しているであろうし、全体の推移が当時の米価などの物価水準からみれば下まわっているのは、中後期における三十石船の繁栄ぶりを示しているといつてよからう。

幕府が全国的に交通網を再整備し、交通統制を諸駅運賃を含めて再編成した正徳元（一七一）年五月、下りの終点大坂八軒家浜に次のような高札（掟）が出され、のち幕末までの基本的な乗客規制となったが、それはとくに船中の盗難防止を重点におくものであった。

掟

- 一 過番船伏見の夜船にて下り候時、大坂三而夜明候て、船をつけ、荷物せんざくをいたし、船より可揚事
 - 一 船中に不審成もの有之者、加子とも相改、大坂八軒屋其外何方にても船をつけ候、所之もの出合留置申来事
 - 一 加子ぬすみいたすにおいて考、同船之加子互も穿さくいたし捕へ置べし、取にかすにおゐてハ、船主其者を可尋出事
- 右可相守、此旨若令違背、夜中に船を着、盗人於有之者、其船之加子、牢舎可申付者也

正徳元年五月 大坂町奉行

連名

船旅の状況などは並木正三・井原西鶴・上田秋成などの文学作品に多くみられるが、天保八（一八三七）年刊行の旅行手引書「増補登船独船案内」〔日野照正近世流川の船運所収〕の心得書きには次のようなものがある。

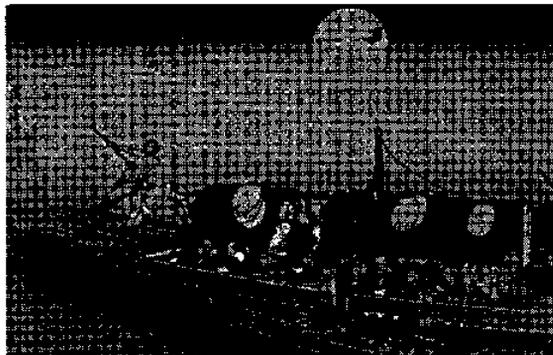
(一) 航路の中途から乗船する時は上り運賃は同額、下りは百文（享保以後の現象らしく、距離が減っても、手間と時間がかかり早船の意義がなくなることを忌避したらしい）、(二) 布団借り賃、上りは一畳一八文以上、下りは二四文以上、(三) 伏見の船宿・旅宿で火鉢・茶わんなどを借りれば損料が必要、(四) 伏見では中食・宿泊が可能で、酒肴も準備でき、また諸所で商いに来るものを求めてよかった。後述の「くらわんか」の茶船などが競って呼び

売りしたのも、航路を妨げない限り自由であったからである。なお、同書による伏見と大坂の定宿を表示したのが表三八である。これはたとえば①の大坂日本橋南詰河内屋得次郎宿から乗船したものはとくに定宿のない限り、伏見では下段にあげた西浜阿波橋南の北国屋七之助宿へ入るのがならわしであったという〔日野前編書〕。

三十石船 この淀川三十石船の船頭の間に唄われた「淀川三十石船 唄 船船唄」は、嫺々とした余韻と、哀愁と機智の織り交

った調子で旅人の無聊を慰めたもので、上方落語「三十石舟下り」にも取り入れられているが、現在、市域では旧大塚村(町)の人々を中心とする「淀川三十石船唄保存会」などで継承され、唄いつがれている。保存会の中心として活躍し、市最初の無形文化財に指定された市川九平次は、一九八二(昭和五七)年一月病没している。これがとくに大塚に永く伝わったというのは、おそらく対岸枚方の関係や、渡し船などの運行が昭和初期まで残存したこととかかわっているであろう。

現在、その全部が唄われることは少なくなったが、残存している船唄の詞章をあげておこう。伝承の過程で多くの変化があり、採録時で異同を生じているが、一応、現在「保存会」などで慣用されている章句を掲げる。



写96 安藤広重画「淀川」(「ふるさとの風土・高槻」より)

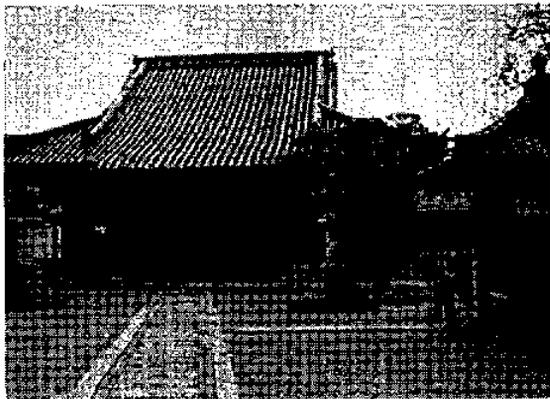
Ⅵ 近世の高槻

- (1) 伏見下れば淀とはいやじゃ
いやな小橋をとも下げに
- (2) 淀のうはての千両の松は
売らず買わずで見て千両
- (3) 淀のうはてのあの水車
だれを待つやらくるくと
- (4) 八幡山から山崎山へ
ふみを投げたが届いたか
- (5) 八幡山から橋本見れば
赤い女が手で招く
- (6) 追って来たかや橋本浦で
帆は五反がた米船に
- (7) 此処は前嶋お捨の墓じゃ
いともさびしい浪の音
- (8) 此処は大塚榎の茶屋じゃ
向ふは枚方番所浦
- (9) ここはどこじゃと船頭衆に問えば
ここは枚方鐘屋浦じゃ
- (10) ここは枚方かぎやの浦じゃ
綱も碇も手につかぬ
- (11) 鐘屋浦には碇は要らぬ
三味や太鼓で船止める
- (12) 此処は唐崎弥右衛門屋敷
腕によりかけ押せ船頭
- (13) ねぶたかろけどねぶた目さませ
ここは五番のかわり場所
- (14) 奈良の大仏横だに抱いて
お乳のました親見たい
- (15) 船の船頭衆は何着て寝やる
苦を敷寝に掛枕
- (16) 何をくよくよ船頭衆の嫁は
水の流れを見て暮す
- (17) いたら見て来い大坂の城は
北は淀川船が着く
- (18) おきていなしやれ東がしらむ
あけりゃよあけのかねがる
- (19) ねぶたかろけどねぶた目さませ
ここは大坂八軒家

詞章のうち、「いやな小橋」は淀の間の小橋で、その河底が浅瀬であること、修復の間は渡船の奉仕などさせられたことをいう。また「前島お捨」とは幕末大坂で活躍した女盗賊だったといわれ、「唐崎弥右衛門屋敷」は同名の小字があり、豪農の跡地だといわれるが証左はない。

くらわんか 人乗三十石船を含めた、いわゆる過書船のほか船の成立に、淀川の諸所にはこれらの水夫・乗客を対象とする商い船があった。公式には「茶船」といい、あるいは「煮売船」と呼ばれ、一〇石前後の小船の船中に火床を入れて、餅・酒・すし・しんこ・田楽・煮豆腐・牛蒡汁・煮しめ（こんにやく・牛蒡・小芋など）、その他の飲食を売ったものである。柱本・枚方のそれが、とくに「くらわんか船」と呼ばれたのは、船端から「くらわんか、くらわんか」と粗げない物言いで三十石船の乗客に呼びかけたことによるもので、それがまた「土地の名物」として単調な船旅の退屈をまぎらわして人気を呼んだものであった。その光景は十返舎一九『道中膝栗毛』にも紹介されたが、さきの「淀川三十石船船唄」の入れ事芝居にも、次のような掛け合いがあって、その情景を知ることができる。

茶船「ねぶたかろうけと眠た目ませ。枚方名物茶船のあんころ餅にころもんずし、茶わん酒にごんぼ汁、さあくらわん



写97 台 鏡 寺（枚方市枚方元町）

のかい」

乗客「おい船頭さん、高いのかい、安いのかい。」

茶船「おう、枚方で高いのは台塊寺の寺じゃい。までも一つ高いのは四百文出しての布団番、まだまだ高いのは枚方鍵屋のこんぼ汁じゃい。さあ、ようくらわんのかい、くらうなら銭から先やでい」

この煮売茶船は、「御用之外別段大坂江不致上下、土地働之船ニ而、往古上米等取立候船ニ無御座候」とある〔過書船起立之儀等申上候書付〕「よう」に当初は過書座支配のものではなく、上下三十石船が停まる枚方・前島岡辺から毛馬・守口あたりにかけて商域をもち、また幕末まで一貫して、営業独占権をもっていた。「尤右茶船持直乗働十人之者共、……枚方村並……柱本村辺ニ住居罷在候」〔前掲史料〕といわれるが、その発祥の地は枚方でなく、本市域の柱本であった。

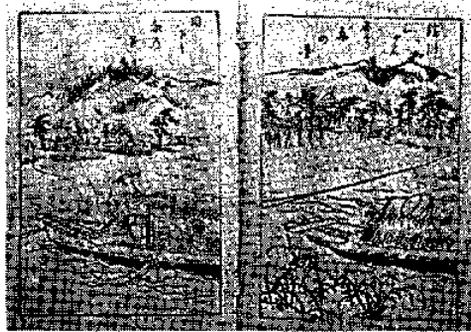
柱本茶船がいつのころから成立したかについては正確な史料がない。伝承が古代貞観二（八六〇）年の石清水八幡宮男山遷宮の際の横柄船に遡るのは別としても、中世末期にはすでに柱本に茶船が出現していたことは、天正十（一五八二）年、豊臣秀吉と明智光秀の山崎合戦の直後、秀吉が唐崎村から河内国へ渡る時に茶船を使い、また秀頼も方広寺大仏殿の再興の時用材運搬に綱引役として奉仕させているので明らかであろう。

茶船が淀川流域に営業特権を得た契機は、元和元（一六一五）年五月大坂夏の陣で徳川家康が河内国岡山に本陣を置いた時、代官北見勝忠が、柱本茶船に命じて九月十六日高槻城内の米蔵から兵糧米二万石を運送させ、また戦陣飛脚の漕送に当たり、ともに無事成功したことに對する、褒賞にあったといわれている〔兵家文書、日野照正考「くらわんか船」〕。講談で有名な「大坂冬の陣枚方焼討の段」では、慶長十九（一六一四）年十一月、秀忠の軍が

夜半枚方噺を攻め下るのを佐太の森から見つけた真田大助昌幸は、猿飛佐助を使って地雷火を仕かけ、馬もろとも淀川に落ちた秀忠を今度は後藤又兵衛が名槍日本丸で水中をつきまくる。秀忠らはあやうく水を逃れて土堤に上がり、川縁りに隠れているところを、唐崎村の平六に助けられ、のちその功を愛で、淀川船頭衆に「粗言御免」の墨付を与えたことになっている。もとより俗説で信のおけないものだが、主人公の平六は、先述の過書株仲間の実在人物であることから、この講談が成立したと思われる近世後期における唐崎過書と併存した柱本茶船の地位と勢力をも物語るものであろう。

柱本茶船は、この特権の代償として、一定の公役を負担したが、過書船のような上米や運上金は免かれていた。また、公役といっても、

定時・定格のものとはなく、將軍・幕閣の南向時の船内での接待、枚方舟番所の御用、大風・洪水など水難時の救助御用などがその主なものであったが、一つ、朝鮮人使節来朝の接待奉仕だけは、寛永十三（一六三六）年より毎回延享五（一七四八）年まで続いている。これは、もともと將軍代替りなどの慶事陳賀という国札に准ずるものであったから、幕府あげての要儀であった。一行上洛のための淀川の通航は、過書奉行角倉与一・木村惣右衛門の統率するところであり、茶船もその組織下で枚方・淀間の奏者船・飛脚船、正使や副使の御座船への連絡役などを担当したものであった。もちろん往還ともの奉仕であったが、正徳元（一七一



写98 十返舎一九「道中膝栗毛」挿画
(博文館版・刊本より・府立図書館所蔵)

(一)年十二月八日の一行帰路の時、枚方で同行の対馬藩家中侍三人が用船に乗り遅れたのを茶船を早船に仕立てて大坂まで追いかけたり、延享五(一七四八)年の時の帰路にも、朝鮮使節副使二人が、御座船に乗り遅れたのを、茶船で追ひ、鳥飼村付近で本船に届けるなど、小回りの急用にも利用され、また角倉の諸道具船積み手伝いを命ぜられ(享保四年の場合)たりなどしている。要するに、本船に随行するといった正式の役ではなく、ここでも主として「土地働き」の範囲での補助的な雑用課役であったといつてよからう。

枚方の茶船 こうして、柱本茶船は公認の当初より公役の一つとして淀川航行を取り締る過書座の枚方船との抗争 番所の雑用(公用)をも交代で勤めていた。船株二〇株(二〇艘)、持主は二二人であった。

しかし、枚方―柱本間は一里もあり、公用も繁多で、急場には勤め兼ねるとした柱本茶船は、寛永十二(一六三五)年九月枚方船番所と協議して、船に火床を入れず、餅・しんこのみを売りさばき、夜は暮六つ(午後六時)に引きあげることを条件に、もっぱら不時の公用に立てるための一艘を、枚方側に設置することとし、同五日に亀屋源三郎を移住(出株)させた。

同じころ、枚方でも茶船設置の動きがあった。枚方の五兵衛が天の川(現枚方市)の洪水に公用の飛脚を渡したりした関係で過書支配に水茶売の茶船を申請し、許可されて一二艘に拡張していた。柱本仲間の抗議で一艘に限られたが、前記源三郎と合せて二艘(二株)で枚方茶船が成立した。

元禄十二(一六九九)年には伏見船が免許され、その支配下の茶船も出現し、枚方宿の経営を圧迫するようなこともあったが、柱本との対立はみられない。宝永七(一七二〇)年の過書方支配の枚方茶船は昼一艘、夜二艘といわれる。その年十二月二十七日、伏見船の停止があり、翌年四月七日枚方茶船は旧に復して火床を

廃止、伏見船支配の茶船も廃止され、餅・しんこのみを売るものとなった。しかし、その後枚方舟番所役人たちが独自で公用の小船などを要求、茶船を二艘、また一艘と許可することがあって、正徳期には六艘となり、酒と肴の煮べなどを売っていたという。

享保七（一七二二）年の伏見新船の再設で枚方茶船は再び火床を入れ、昼夜とも煮売商いをするようになった。同九年十月に柱本茶船は過書座役所へ訴えたが、役所は伏見船の運行が長期にわたらぬということで、逆に柱本側に昼三艘・夜四艘を枚方と抽籤で商うよう説示するにとどまった。枚方茶船の発展は、船着場に属するだけに「地の利」〔「派家」〕があった。枚方側もその前年に茶船一艘の認可を申請、認められねば公用を辞退すると迫っている〔「派家文書」〕。〔「枚方市史」〕。

枚方茶船の成長（柱本にとっては利権の侵犯）に市場を蚕蝕され続けてきた柱本茶船は、寛永の例に戻すよう、訴訟を展開した。

これがかかなり強力なものであったことは、寛保二（一七四二）年九月、過書奉行から長文の裁許書が発せられたことから伺える。裁許は、（一）枚方は上り船の商いは昼夜とも従来どおり許すが、下り船は昼一艘のみ火床を入れて暮六つに引くこと、（二）柱本は昼夜とも枚方に上って、



写99 茶船の図（国貞画「淀川」〔部分〕・「ふるさとの風土・高槻」より）

下り船のみ商う、(三)三月～五月の繁忙期と臨時法会には柱本は三艘で上り、枚方と相談して商いをする、などとなっている。すでにこの頃柱本仲間の営業独占は下り船のみに絞られていたようで、これをいかなる形で保証させるかに焦点があり、上り船への商権挽回などは思いもよらなかった。なお、当時の茶船数は過書船支配下で柱本一〇艘、枚方六艘、ほかに伏見船支配下が三艘あった。後者は枚方泥町と三矢村の者で、伏見船役所前で行う切手の取次ぎなどからおこったものであった。

宝暦四(一七五四)年から安永八(一七七九)年にかけても数度枚方・柱本双方から願書の提出があり、過書役方は枚方茶船の定式法会への特権を認める方向へ動くなど、柱本茶船の枚方での商権はおびやかされるばかりであったが、大筋においては幕末まで、この寛保の裁定が遵守されていたようであった。

この柱本茶船と枚方茶船との抗争の間に、枚方浜では餅屋が着岸中の船内に入り込んで餅売りをする目立ってきた。安永二(一七七三)年二月、柱本茶船仲間は餅屋衆に抗議した。差し留め願いを大坂町奉行所に提出したわけだが、この時には枚方・伏見船両茶船も共同して訴えている。このうち、餅屋の山城屋新六・健屋太兵衛(枚方宿居住か)はいったん詭言をしながらなお商売をつづけ、またほかにも近來の枚方宿衰乏を唱えて抵抗する者もあらわれ、結局同年六月二十三日、「浜で売るのはよいが船に乗り込むのは茶船で煮売りする仕来りを破ることになる」という裁定で禁止され、一件は落着いた。

こうして、宝暦―天明期以後、幕末まで、柱本茶船は、枚方・前島・淀近辺における茶船仲間三組(柱本・枚方・伏見船)の一つとして「くらわんか」の煮売りを続け、旅人に親しまれたのである。

表39 柱本・枚方以外の茶船発生・差留め事件

表違反年月日	発 生 地 域	差留め年代
慶長 12. 3. 12	長津大塚村・三島江村	同13年10月15日
正保 3. 3. 一	河内守口村	同 年 3月11日
慶安 元. 7. 5	大坂(河州佐太で発覚)	直ちに和睦
承応 2. 8. 21	河内守口村	差留
寡文 10. 2. 6	淀	淀から下流差留
延宝 2. 9. 27	赤川村	下流・差留
	荒生村	
延宝 3. 8. 13	赤川村	差留
宝永 2. 閏4. 22	左太村	差留
2. 一	守口村	差留
8. 一	守口村	同年 3月23日差留
享保 2. 6. 一	大坂網島(三ツ頭)	同年 6月26日詫状
8. 22	沢上江村	差留
享保 3. 8. 一	善源寺村	一札
4. 6. 一	天満 4丁目	6月22日証文
	片寺町(三ツ頭)	
7. 3. 一	善源寺村	同年 4月 5日下流
	京橋相生西町	同 4月12日詫言
11. 7. 一	沢上江村	同月20日連印証文
	中野村(三ツ頭)	同 上
	毛馬村	同 上
19. 2. 頃 一	毛馬村	} 5月15日差留
	野田村(三ツ頭)	
	天満 7丁目	
元文 3. 2. 9	天満2丁目・中野村	下流一札
寛保 2. 4. 7	今市村	下流一札
明和 5. 10. 一(願)	橋本	差留
安永 8. 8. 16(願)	八幡	同年 9月差留
文化 2. 4. 一(願)	橋本	不明
	橋本	差留
文政 13. 一	橋本上流	差留
文久 元. 春	野田村	不明

注) 1.年代の欄の(願)は、茶船商いを実際に行ったのではなくて、前もって願いを提出したことを示す。

2.「差留」は、船番所あるいは奉行所からの停止命令を指す。

3.「下流」は船番所などの役所に訴えずに内々ですませることを指す。

4.「詫」は詫状を差し出して営業を停止することを指す。

5.「一札」は証文を取りかわして営業を停止することを指す。

6.「証文」は証文を互いに取りかわして営業を停止することを指す。

Ⅱ 近世の高槻

表40 過書下茶船株推移

年次	枚方船数(伏見船)	往備株	本株持人	本船数
成立当初	—	20	22人	—
寛永12	1	—	—	—
元禄12	3(6)	—	—	—
宝永7	6	—	—	—
宝暦13	—	10	—	10
安永2	6(3)	—	10	10
6	—	—	—	11
8	6	10	—	—
9	—	—	7	—
文化8	—	10	9	—
文政7	—	—	9	—
明治2	3(3)	—	—	—

注) 1. —は不明。
2. 『枚方市史』による。

大塚・三島江両村のものは、柱本茶船の商権独占が充分機能していない段階とみてもよからう。正保期から宝永期までは主として守口村(守口宿)と佐太村の下流左岸、町場に近い諸村の活動が活発である。これは枚方舟番所と平田舟番所との取り締りの差異、あるいは平田番所につながる諸村の枚方・柱本への抵抗という性格があるように思われる。享保期になると、柱本にその侵犯を訴えられる地点はさらに下流に移り、赤川・善源寺・中野・毛馬各村を中心とする新淀川との合流点「三ツ頭」での煮売船活動がその対象となっている。八軒家に近い天満の沿岸諸

諸村煮売船の出沒と柱本茶船の退潮と、遠く大坂から伏見にいたる水上での煮売茶船の発生も当然あるはずであり、それが流域での営業独占を主張する柱本茶船との抗争を随時まきおこすのは必至であった。表三九は先述の枚方茶船以外に出没した淀川各地の茶船を柱本仲間との紛争・差留め事件などとの関係で表示したもの(『浜家文書』による。日野照正「くらわんか船」であるが、时期的に次のような特徴がみられる。紛争・係争の年代は江戸初期の慶長期からほぼ幕末にまでおよんでいるが、慶長十二(一六〇七)年の近隣

村での煮売は、事実上かなりの活動を行っていたと思われ、柱本茶船自体、伏見船などによる茶船組織の混乱もあ

って、独占権は徐々に弱体化しつつあったと見てよからう。そして、寛保期を境にこの地域との抗争がなくなるのは、このころには毛馬村の茶船が独自の組織と機能を有して煮売活動を定着させており、柱本の規制はすでにその地域では無力化していたためと考えて差し支えない。そして柱本茶船は今度は石清水八幡宮門前を中心に商業活動を広げてくる橋本村・八幡村の煮売船とも対抗しなければならなかったのである。

淀川三十石船の盛行と公用奉仕の矛盾、淀川左岸諸村における町場の展開と商業活動の伸長、さらに東海道本道と広大な綿作地帯を後背する淀川左岸との経済的落差などの諸条件のもとで、柱本茶船の独占権や商圏は近世後期、とみに弱体化の一途をたどったといえよう。このことは、過書船支配下の茶船株持数・働株数・船数の推移をみても明らかで（表四〇、また表三五参照）、慶応二（一八六六）年には煮売茶船は柱本・枚方合わせて一〇艘にまで減少しており、化政期には困窮した柱本茶船仲間は持株一〇人で鳥飼上之村から借銀をしたり、茶船株を質物として差し入れて、頼母子・相統講を組む者まで現れたのであった。

維新直後の明治二（一八六九）年十一月、柱本茶船は新政府によってその独占権を官許されたが、その掟書では、商圏を枚方の川上・川下三里に限定され、株も三艘とされ、枚方の川下一里より下手は三十石下り船だけの独占営業が許されたのである。なお、この官許の株数はもとの枚方茶船（古組）も、もとの伏見船（下の茶船（新組））も同じ三艘であったのである。



写100 茶船
献上札
(浜家所蔵)